

# 滋賀県景観計画（素案）

平成 20 年 5 月 策定告示

令和 年 月 改定告示

滋賀県

## 目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	湖国風景づくりの理念と基本目標	3
	1. 湖国の風景特徴	3
	2. 風景づくりの理念と基本目標	19
第 3 章	景観計画区域	22
	1. 景観計画区域	22
	2. 景観重要区域	22
第 4 章	景観重要区域の方針等	24
	第 1. 沿道景観形成地区	24
	1. 良好な景観形成に関する考え方	24
	(1) 沿道景観の種類	24
	(2) 基本方針	25
	(3) 類型別景観形成の方向	26
	2. 行為の制限に関する考え方	27
	(1) 届出の必要な行為と基準項目	27
	(2) 沿道景観形成地区の景観形成基準	27
	第 2. 河川景観形成地区	42
	1. 良好な景観形成に関する考え方	42
	(1) 河川景観の種類	42
	(2) 基本方針	42
	(3) 類型別景観形成の方向	44
	2. 行為の制限に関する考え方	45
	(1) 届出の必要な行為と基準項目	45
	(2) 河川景観形成地区の景観形成基準	46

第5章 景観重要区域以外の区域の方針等	6 1
1. 良好な景観形成に関する考え方	6 1
2. 行為の制限に関する考え方	6 1
(1) 届出の必要な行為と基準項目	6 1
(2) 勧告等の考え方	6 1
(3) 指導基準	6 2
3. 地域らしさの風景づくりの方向性	6 9
(1) 景観類型とその方向性	6 9
(2) ゴーニングによる景観誘導	7 1
第6章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	7 2
1. 景観重要建造物の指定の考え方	7 2
2. 景観重要樹木の指定の考え方	7 2
第7章 景観重要公共施設	7 3
第8章 屋外広告物に関する方針	7 4
1. 屋外広告物行政に関する基本方針	7 4
2. 地域類型別の広告景観形成方針	7 4
3. 風景を守り育てる人づくりに係る取組方針	7 7
4. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	7 8
第9章 県土の一体的な景観形成に向けて	7 9
第10章 関連施策との連携等による景観形成の推進について	8 1
1. 近江の道づくりマニュアルとの連携	8 1
2. 無電柱化推進計画との連携	8 1
3. 県の公共事業における良好な景観形成の推進	8 2
4. 夜間景観に配慮した基準等の検討	8 2

5. 景観農業振興地域整備計画との連携	8 2
6. 重要文化的景観との連携	8 2
7. 景観を活かした地域振興、観光施策、まち・人づくりの推進	8 3

用語解説 ※印の付いた語句

1. 景観重要区域	1 1
2. 景観重要建造物	1 1
3. 景観重要樹木	1 1
4. 景観重要公共施設	1 1
5. 景観重要区域以外	1 1
6. 景観重要区域の区域	1 1
7. 景観重要区域の区域	1 1
8. 景観重要区域の区域	1 1
9. 景観重要区域の区域	1 1
10. 景観重要区域の区域	1 1
11. 景観重要区域の区域	1 1
12. 景観重要区域の区域	1 1
13. 景観重要区域の区域	1 1
14. 景観重要区域の区域	1 1
15. 景観重要区域の区域	1 1
16. 景観重要区域の区域	1 1
17. 景観重要区域の区域	1 1
18. 景観重要区域の区域	1 1
19. 景観重要区域の区域	1 1
20. 景観重要区域の区域	1 1
21. 景観重要区域の区域	1 1
22. 景観重要区域の区域	1 1
23. 景観重要区域の区域	1 1
24. 景観重要区域の区域	1 1
25. 景観重要区域の区域	1 1
26. 景観重要区域の区域	1 1
27. 景観重要区域の区域	1 1
28. 景観重要区域の区域	1 1
29. 景観重要区域の区域	1 1
30. 景観重要区域の区域	1 1
31. 景観重要区域の区域	1 1
32. 景観重要区域の区域	1 1
33. 景観重要区域の区域	1 1
34. 景観重要区域の区域	1 1
35. 景観重要区域の区域	1 1
36. 景観重要区域の区域	1 1
37. 景観重要区域の区域	1 1
38. 景観重要区域の区域	1 1
39. 景観重要区域の区域	1 1
40. 景観重要区域の区域	1 1
41. 景観重要区域の区域	1 1
42. 景観重要区域の区域	1 1
43. 景観重要区域の区域	1 1
44. 景観重要区域の区域	1 1
45. 景観重要区域の区域	1 1
46. 景観重要区域の区域	1 1
47. 景観重要区域の区域	1 1
48. 景観重要区域の区域	1 1
49. 景観重要区域の区域	1 1
50. 景観重要区域の区域	1 1
51. 景観重要区域の区域	1 1
52. 景観重要区域の区域	1 1
53. 景観重要区域の区域	1 1
54. 景観重要区域の区域	1 1
55. 景観重要区域の区域	1 1
56. 景観重要区域の区域	1 1
57. 景観重要区域の区域	1 1
58. 景観重要区域の区域	1 1
59. 景観重要区域の区域	1 1
60. 景観重要区域の区域	1 1
61. 景観重要区域の区域	1 1
62. 景観重要区域の区域	1 1
63. 景観重要区域の区域	1 1
64. 景観重要区域の区域	1 1
65. 景観重要区域の区域	1 1
66. 景観重要区域の区域	1 1
67. 景観重要区域の区域	1 1
68. 景観重要区域の区域	1 1
69. 景観重要区域の区域	1 1
70. 景観重要区域の区域	1 1
71. 景観重要区域の区域	1 1
72. 景観重要区域の区域	1 1
73. 景観重要区域の区域	1 1
74. 景観重要区域の区域	1 1
75. 景観重要区域の区域	1 1
76. 景観重要区域の区域	1 1
77. 景観重要区域の区域	1 1
78. 景観重要区域の区域	1 1
79. 景観重要区域の区域	1 1
80. 景観重要区域の区域	1 1
81. 景観重要区域の区域	1 1
82. 景観重要区域の区域	1 1
83. 景観重要区域の区域	1 1
84. 景観重要区域の区域	1 1
85. 景観重要区域の区域	1 1
86. 景観重要区域の区域	1 1
87. 景観重要区域の区域	1 1
88. 景観重要区域の区域	1 1
89. 景観重要区域の区域	1 1
90. 景観重要区域の区域	1 1
91. 景観重要区域の区域	1 1
92. 景観重要区域の区域	1 1
93. 景観重要区域の区域	1 1
94. 景観重要区域の区域	1 1
95. 景観重要区域の区域	1 1
96. 景観重要区域の区域	1 1
97. 景観重要区域の区域	1 1
98. 景観重要区域の区域	1 1
99. 景観重要区域の区域	1 1
100. 景観重要区域の区域	1 1

## 第1章 目的

わたしたちの母なる琵琶湖は、約400万年の歴史を有する世界でも数少ない古代湖の一つであり、琵琶湖にしかない固有種をはじめ、数多くの生物が生息する生態系の宝庫でもあります。この琵琶湖の畔では、古くから人々が生活をいとみなし、琵琶湖の豊かな恵みを楽しんできました。また、湖国は多くの歴史街道を有し、人と物質、情報の交流の要衝として栄えてきました。このため旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、社寺や庭園の歴史風景などのほか、実り豊かな田園と落ち着いたたたずまいが一体となった集落の風景などが見られるように、人々は豊かな自然と向き合い、緑なす山々に抱かれた雄大な琵琶湖と肥沃な大地を舞台に、水と緑が織りなす悠久の自然と人々の生活が溶け込んだ湖国ならではの風景を築き上げてきました。

これらの風景は、われわれにこころのよりどころと安らぎを与え、ふるさととしての愛着を育んでくれたものであり、先人が守り育て私たちに伝えてきてくれた滋賀の貴重な資産であるとともに、未来からのあずかりものです。

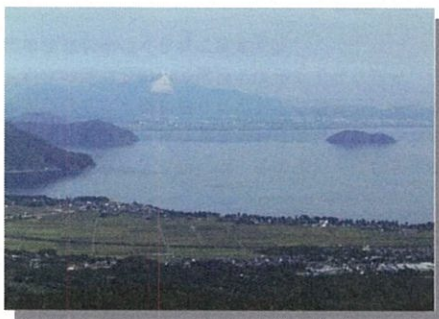
しかしながら、都市化と近代化の中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり、湖国の風景は変貌し、ふるさとの良さが失われつつあります。

このため、本県では、昭和59年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」を制定し、全国に先駆けて、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全、修復し、創造する取り組みを進めてきました。

また、全国的にも風景づくりへの取り組みが進む中、平成16年(2004年)には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示されました。

こうしたことから、これまで風景条例で培った風景づくりへの取り組みをさらに一層充実させ、県民、市町、県が協働して、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次世代へ引き継ぐため、平成18年10月に風景条例第6条の景観指針として「湖国風景づくり宣言ーふるさと滋賀の風景づくりマスタープランー」（以下「湖国風景づくり宣言」と示す。）を策定しました。

今後は湖国風景づくり宣言を湖国の風景づくりの施策を進める上でのガイドラインとして活用するとともに、県民をはじめ県や各機関等が協働して、琵琶湖を中心とした豊かな



風景づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

また湖国風景づくり宣言では県の役割の一つとして、「風景条例での取り組みを継続するとともに、景観行政団体となった市町以外の区域において景観法に基づく景観計画を策定し、市町と連携して風景づくりを推進する」こととしています。

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、風景条例に基づく広域的な観点からの景観形成に関する取組についても定め、景観行政団体である市町と連携を図りながら、“ひろがりをつなぐ湖国の風景”を守り育て、次代に引き継いでいくことを目的としています。

なお、本計画はおおむね10年を目安に社会情勢の変化等に合わせて見直しの検討をします。

## 第2章 湖国風景づくりの理念と基本目標

### 1. 湖国の風景特性

#### 基本的構造

#### —ひろがりつつがりの風景—

わたしたちのふるさと滋賀では、豊かな水をたたえる琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これらを取り巻く山々、そこを舞台として形成されたまちや集落の落ち着いたたたずまい、さらには数多くの歴史的文化遺産など水と緑が織りなす悠々の自然と、そこで営々といとなまれてきた人々の生活とが水の流域系の中で密接な関係をもちながら、ひろがりつつがりのある湖国ならではの風景が形づくられてきました。

湖国を取り囲む山々から琵琶湖を見下ろすと、眼前に緑なす田園やまちなみに続いて雄大な琵琶湖がひろがり、また、湖上から周囲を見渡せば田園や市街地の向こうに、鈴鹿山脈や滋賀県の最高峰である伊吹山、比良山系の山々、比叡山等の山なみが四囲を取り囲んでいます。また、離れた市町間においてもお互いの風景を望むことができます。このように伸びやかな風景のひろがり、県全域が一つのまとまりある風景を形づくっているところは全国に例がなく、湖国ならではの特色ある風景といえます。

また、水源から山、平野、河口へと琵琶湖に注ぐ河川の流れや、周囲に広がる田園、落ち着いたたたずまいの集落、そしてこれらと市街地を結びつける道路。また松林、峠道、一里塚、旧宿場のまちなみなどを巡る歴史街道、このようなつつがりのある風景も湖国の風景を特徴づけています。

…… ひろがりつつがりの風景イメージ ……



#### 滋賀県の特徴ある風景

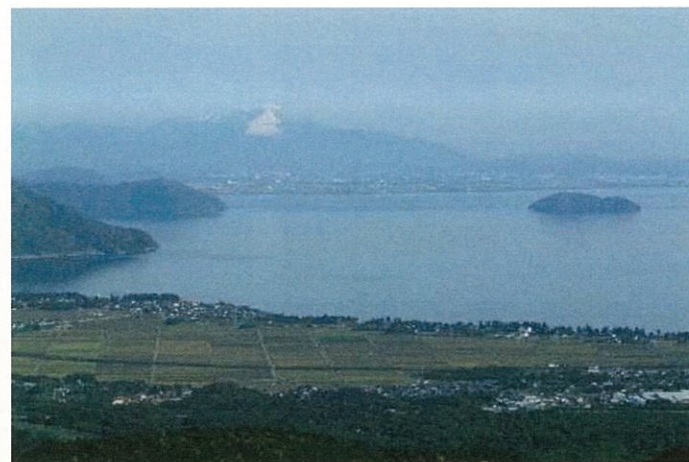
### 1

#### ひろがりの風景

#### 琵琶湖の風景

琵琶湖では、湖岸の風景と水面の風景、四囲の山並みの風景の三つが特に大切な風景要素となっています。湖岸では白砂青松の松原、ヨシ原、琵琶湖の水際にせまった緑多い山地湖岸、また湖面に浮かぶ竹生島や沖島が代表的な琵琶湖の原風景となっており、対岸に広がる山々が琵琶湖の美しい風景の基本的な構成です。また、湖岸から内陸部に広がる田園やその中に立ち並ぶ集落あるいは近代的なまちなみと琵琶湖とそこに住む人々のいとなみが一体となって織りなす風景となり、湖国の親しまれる風景を形づくっています。

さらに、移ろいゆく季節にも琵琶湖は様々な顔を見せ、春の湖岸の桜、夏の人々のにぎわい、秋の山々の紅葉、冬には雪の比良や群れる水鳥などがわたしたちにそれぞれの琵琶湖を楽しませてくれます。



湖西から湖北を望む琵琶湖の風景



砂浜



ヨシ原



海津大崎の岩礁



余呉湖



大津湖岸なぎさ公園



湖面の水鳥



エリ

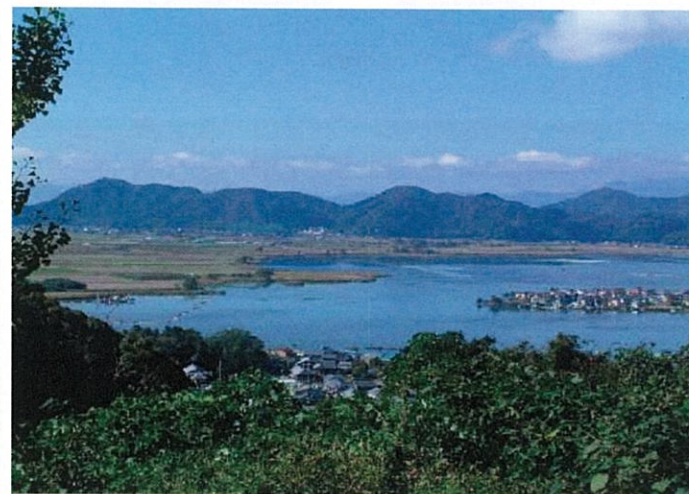


南湖の風景

## 水辺の風景



琵琶湖につながる内湖や水郷は、戦中戦後の食糧増産を目的とした埋立や干拓などによりその数は減少しており、貴重な存在となっています。内湖は琵琶湖周辺の風景を構成するものとして欠かすことのできない存在であり、周辺に生育するヨシやヤナギと一体となって琵琶湖の湖岸周辺の風景を特徴づけるとともに、フナやコイなどの産卵や生息場となり、琵琶湖を特徴づける大切な生きものすみかとなっています。また、田園と一体となった水郷地帯は、広がりある豊かな水辺の風景となっているとともに、人々の暮らしを織り込んだ歴史ある水郷の集落の風景やまちなみを形づくっています。



西の湖



野田沼



安土・八幡の水郷



堅田内湖



乙女ヶ池



浜分沼



平 湖



松の木内湖



木浜内湖

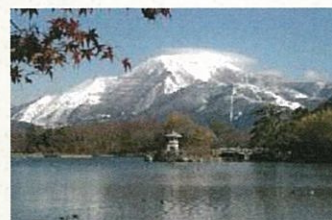
## 山並みの風景

湖西では琵琶湖に比良・比叡が迫り、湖北では伊吹が美しい山容を示し、湖南では鈴鹿の山々が連なっています。これらの山々は琵琶湖の風景に無くてはならない背景となるとともに、他県と隔てた独立した湖国の風景を形成しています。また、県内の多くの場所からこれらの山々の稜線を見渡すことができます。

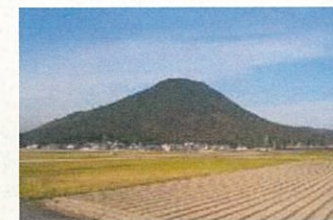
一方、三上山や八幡山、織(きぬがさ)山などは、平野に点在する独立峰として地域のランドマーク\*となっています。また、これらの山々は歴史や伝説に登場する湖国の由緒ある風景となっています。



比良山



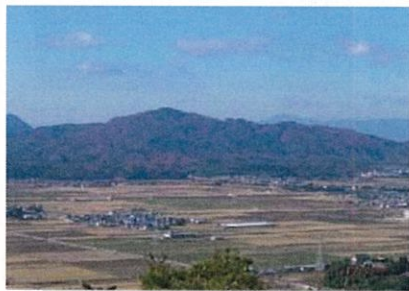
伊吹山



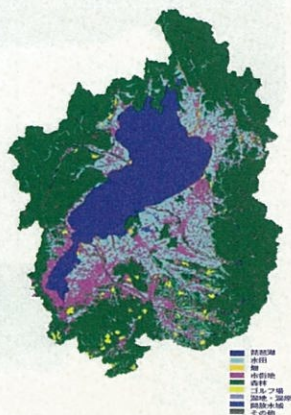
三上山

## 田園の風景

琵琶湖のまわりでは山々を背景に水田や畑が広がり、のどかな田園風景を形成しています。そこでは、人々のいとなみによって培われてきた田畑と集落、鎮守の森などの歴史が織りなす里の風景が展開しています。そこで行われる四季の農作業は、里の風物詩として人々が育んできた風景となっています。



竜王町の風景



東近江市の田園



高島市の田園

## 2

## つながりの風景

### 歴史街道の風景

古来から近江は東西の接点で、特に京へ続く道として、旧東海道、旧中山道、旧北国街道の主要な街道とともに旧若狭街道、旧御代参街道、旧北国脇往還などの街道を有し、人と物資、情報の交流の要衝として栄えてきました。今日でもこれらの歴史街道の旧宿場や松並木は当時の面影を多く残しており、往時の人々の生活を偲ばせてくれます。都市化や生活様式の変化などによりその情緒ある風景を損なわれることもありましたが、街道沿いではその歴史を大切にしまちづくりが行われており、まちなみの保全と街道風景に合わせた新たな整備も進行しています。



旧東海道土山宿



旧中山道醒井宿



旧東海道石部宿



旧中山道柏原宿



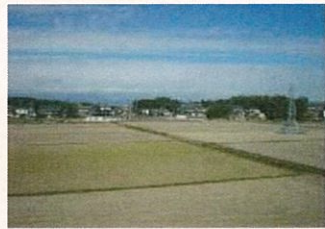
旧北国街道

## 沿道の風景

滋賀県は日本列島の東西を、また近畿圏、中部圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝であり、東海道新幹線や名神高速道路、北陸自動車道、国道1号、8号などの主要幹線が整備されています。またJR琵琶湖線、国道161号、307号、県道大津市能登川長浜線など近隣府県や県内の各地域を結ぶ交通網が整備され、県内の交通ネットワークが形成されています。これらの車窓や道路からの風景は、県外の方々を迎え、湖国を紹介する大きな役割を持っているとともに、県民にとっても日常的に通行する路線であり、生活上身近な風景でもあります。



湖岸道路



新幹線車窓からの風景



国道307号

## 河川の風景

琵琶湖を取り囲み分水嶺となっている山々から流れ出し、琵琶湖に注ぐ河川は、上流の渓谷から中流の河畔林、下流の広い河原や天井川河口の琵琶湖に突き出た三角州などつながりのある風景を形成しています。このような連続して変化する風景を見せる河川は上流域と下流域をつなぐ風景となり、水との関わりのある暮らしを織り込んだ流域の風景を形づくっています。河畔林などは生活様式の変化により手入れが行き届かなくなり、荒廃した竹林による洪水被害が心配されていますが、東近江市が推進する「河辺いきものの森」事業や「愛知川河畔林の会」による河畔林管理が実践されるなど地域住民との協働による保全・管理活動が展開されています。また、南郷洗堰やオランダ堰堤などのような土木遺産が河川の風景を特徴づけているところも見られます。



安曇川上流



姉川中流



愛知川中流の河畔林



大沙川(天井川)



草津川(オランダ堰堤)





3  
地域らしさの風景

滋賀県では琵琶湖を中心にひろがりにつながりのある風景が形づくられているとともに、それぞれの地域で特色のある風景が育まれています。

◆地域区分による風景の特性◆

湖国は、地形、行政区分、土地利用などからいくつかの区分の仕方がありますが、風景という面から南部、東部、北部、西部に区分した場合、次のような特性がみられます。

県の南部は、県内で最も都市化が進んでおり、比叡の山並みを背景に中高層建築物群や市街地が形成されています。三重県境には鈴鹿山脈が連なり、丘陵や山間部には集落や農地、里山林が立地し、茶畑が優美な曲線を描いています。また、鈴鹿に源を発する野洲川によってつくられた肥沃な沖積平野に農地が広がっています。

県の東部は、鈴鹿山脈の山々が連なり、その鈴鹿から流れ出した犬上川、愛知川などによって扇状地と沖積平野が形成され、県下で最大の平野部を有しています。この平地には島状に小山が点在し、山の麓と一体となった集落の風景がみられます。また、琵琶湖周辺は琵琶湖八景の一つ「安土・八幡の水郷」と呼ばれる優れた風景を有する水郷地帯となっています。

県の北部は、県下の最高峰である伊吹山を始めとする山々が尾根を成して連なっており、湖岸では山地の急斜面が琵琶湖に入り込み、特徴的な岩礁の風景をみせています。また、湖岸に広がるヨシ群落やそこに集まる水鳥など、多くの生物が生息する豊かな自然環境に恵まれています。山間部は日本海から吹き込む季節風による豪雪地帯でもあります。古くは東国と西国を結ぶ交通の要衝であり、古戦場や城址、旧宿場、寺社などの歴史的な風景が残されています。

県の西部は、比良、野坂山地が琵琶湖に迫っており、これらを背景とした安曇川や石田川がつくった比較的狭い平地には農林漁業を中心とした集落が点在しています。また、この地域は朽木・葛川県立自然公園に指定されており、ブナの原生林、朽木渓谷など豊かな自然環境に恵まれています。湖岸の白砂青松の風景は人々に潤いとやすらぎをもたらしています。

◆自然といとなみに培われた地域の風景◆

市町域や地区あるいは集落などのそれぞれの地域には、山、川、道、集落、神社仏閣、歴史的まちなみ、旧宿場、市街地など、自然と歴史と人々の長い間のいとなみに培われたその地域ならではの風景が形づくられています。四季の移ろいや祭りあるいは生活もまた地域らしい風景となっています。

## 集落の風景

里山地域や田園地域に点在する集落の寺院や鎮守の森を中心にした家並みの落ち着いたたずまいは、民家の建て方にも地域の特徴があるなど、周辺の自然とそこに暮らす人々の長い歴史の中のいとなみによってそれぞれの地域ごとに個性と風格ある風景を形成しています。



栗東市の集落



高島市の集落



長浜市西浅井町の集落



長浜市高月町の集落



甲良町の集落



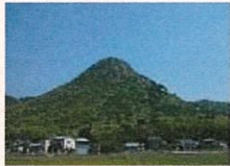
近江八幡市の集落

## 里地・里山の風景

湖国には、人と自然の暮らしが一体となって育んできた風景がたくさん残っており、中でも里地・里山は人と自然が調和して織りなしてきた湖国のいとなみを示す大切な風景です。この中では、水田、あぜ道、畑、集落、ため池や雑木林、松林が調和して、人も生き物も共存して暮らす風景が広がっています。また、県内に点在する棚田はその象徴となっていますが、近年、担い手の減少や高齢化により、都市住民の参画を得て棚田を維持していく新しい保全活動も生まれています。



都市住民による棚田の田植え



東近江市の里山



大津市仰木の棚田

## まちの風景

都市計画制度等の活用やまちづくり事業により、魅力的なまちの風景が創出され、また、地区計画の活用や住民協定などにより良好な風景が保たれている住宅地など、個性的な都市・市街地の風景が新たな魅力を感じさせています。

また、新たに創造された美しく調和の取れたまちなみは、にぎわいと活力を感じさせるとともに、都市内の公園や道路に植栽された緑は、市民に潤いや安らぎを与える重要な要素となっています。

一方、きめ細かなまちづくりの方針が不明確であるなどのため、周囲の建物と調和がとれていない建物や屋外広告物、電柱が風景を乱しているところも見られます。

まちに住み、まちに活動する人々が風景に誇りを持ち、地元自治体と連携した取り組みを行うことなどにより、魅力ある美しいまちの風景が作れつつあります。



夢京橋キャッスルロード  
(彦根市)



黒壁スクエア  
(長浜市)



栗東駅前市街地

## 歴史の風景

歴史上数々の舞台となった湖国では、彦根や膳所などの城下町や坂本や多賀などの門前町などが形成されてきました。また近江商人の屋敷群など、当時を偲ばせるまちなみが数多く残されています。

さらに、その多くが戦国時代に端を発しているといわれる300ヶ所もの城や城跡、平安・鎌倉時代から建立された名刹・古刹が多く残されており、それぞれにその建造美とともに、周囲の自然やまちなみと一体となった風格ある風景を醸し出しています。



花しょうぶ通り (彦根市)



伝統的建造物群保存地区  
(大津市坂本)



さじき窓 (日野町)



近江商人屋敷 (豊郷町)



伝統的建造物群保存地区  
(東近江市五個荘金堂)

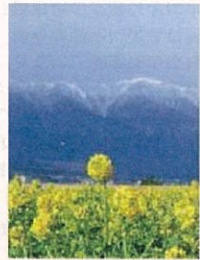


門前町 (多賀町)

## 四季の風景

滋賀の風景は、四季折々に様々な表情を見せてくれます。春は菜の花、桜並木、芽吹きする落葉樹の森、夏は琵琶湖のにぎやかさ、深緑の山、秋は紅葉する山々と黄金色の田園地帯、冬は雪をかぶった比良や伊吹の山々と群れ飛ぶ水鳥、一面の雪景色となる田畑などの様々な風景が、ゆったりとした時の流れの中で移り変わって行きます。

また、自然の風景だけではなく、街道やまちなみなどの風景も四季折々の装いを見せてくれるとともに、祭りやいとなみの風景は、その季節ならではの風物詩となっています。



春（菜の花と比良山）



夏（湖上のヨット）



秋（金剛輪寺の紅葉）



冬（田園の雪景色）

## 祭りの風景

湖国では農作業や社寺に關係するものなど古来の伝統に基づくものや、町人文化に由来するもの、現代的なものなどさまざまな祭りや行事が行われています。それぞれが地域風土に根ざしたもので、祭りが行われる場所の風景も相まって人々に豊かな季節感や多くの感動を与えています。都市部への人口流出やライフスタイル\*の変化により、伝統的な祭りの担い手が少なくなっているところもありますが、祭りや行事は、人々が守り伝承してきた風景であり、地域の生活文化として受け継がれています。



左義長祭り（近江八幡市）



大津祭り（大津市）



こども歌舞伎（長浜市）

## いとなみの風景

春を告げるおいさで漁、新緑のなかでの田植えや茶摘み、溪流での水遊び、稲刈り、初詣など、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や田園のなかで、また集落やまちの中で繰り広げられる人々の生活や生産活動、さらには遊びやレジャー活動までもがそれぞれの地域の大切な風景となっています。



田植え前の代かき



茶摘み



おいさで漁



ヨシ刈り



焼き物のまち（甲賀市信楽町）



扇骨の天日干し（高島市安曇川町）

## 2. 風景づくりの理念と基本目標

### 1 理念

潤いやすらぎのある湖国の風景は、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきました。今を生きているわたしたちは、この素晴らしい風景を守り、育て、創造し、あるいは修復しながら未来の人々に伝えていくため、風景づくりの理念を次のとおり定めます。

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を  
守り育て、次代に引き継ぎます。

### 2 基本目標

風景づくりの理念に基づき、基本目標を「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」および「風景を守り育てる人づくり」とします。

#### ひろがりの風景づくり

滋賀の風景の大きな特色は、琵琶湖を中心として周辺にまちやむら、田園、里山、河川、山々などが渾然一体となった風景を醸し出し、ひろがりのある一つのまとまった小宇宙を形成していることです。このような湖国の風景は、離れた市町間においてもお互いを望むことができます。このひろがりの風景を守り育てていくためには、各地域単位での風景づくりとともに、県全体の広域的で一体的な視点での風景づくりを行う必要があります。また、様々な開発による自然景観の減少や農業を取り巻く環境の変化等による農地の荒廃、および都市化の進展などにより、ひろがりの風景を形づくっている要素にも変化が生じてきていることから、湖国の風景の最大の特徴であるひろがりの風景を広域的な視点で保全していくことが非常に重要です。

「ひろがりの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- ◆ わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するひろがりのある風景づくりに協力する必要があります。
- ◆ 市町は対岸など他市町から望まれる風景を意識し、県や他の市町と連携した取組を進める必要があります。
- ◆ 県は湖国のひろがりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行う必要があります。

#### つながりの風景づくり

湖国は街道や沿道、河川など、連続することにより美しい風景が形づくられているとともに、それぞれを周遊することにより豊かな生態系をもつ自然や歴史に育まれた文化を享受することができます。

わたしたちは、連続することによって魅力的な湖国の風景を構成している、つながりの風景を守り育てます。

「つながりの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- ◆ わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するつながりのある風景づくりに協力する必要があります。
- ◆ 市町は特色ある道路や河川などの連続した風景の調和を図るため、県や他の市町と連携した取組を進める必要があります。
- ◆ 県は湖国のつながりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行う必要があります。

#### 地域らしさの風景づくり

それぞれの地域には、自然や歴史、人々のいとなみに培われた多くの個性的な風景が根づいています。しかし、歴史的なまちなみの風景や、景観上重要な建造物の減少、耕作放棄地の増加等による里地、里山の荒廃や管理の行き届かなくなった河畔林の放置など、近年の都市化の波と生活、生産様式の近代化の中で、徐々に郷土の風景が変化し、ふるさとの特色ある歴史的な風景が失われつつあります。

わたしたちは、地域の風景をひろがりにつながりのある風景の中に位置づけるとともに、自然、歴史、人々のいとなみなどに培われたそれぞれの地域の特性を活かし、個性ある風景を守り育てます。

「地域らしさの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- ◆ わたしたち県民は地域や風景に関心と愛着を持ち、地域の特性を生かした風景づくりに参画する必要があります。
- ◆ 市町は地域の特性に応じた風景づくりを進めるとともに、さらに風景づくりを進めるため景観行政団体となり、景観計画を策定する必要があります。
- ◆ 県は風景条例での取組をさらに推進するとともに、景観行政団体となった市町の区域以外で景観計画を策定し、市町と連携した取組が必要です。

## 風景を守り育てる人づくり

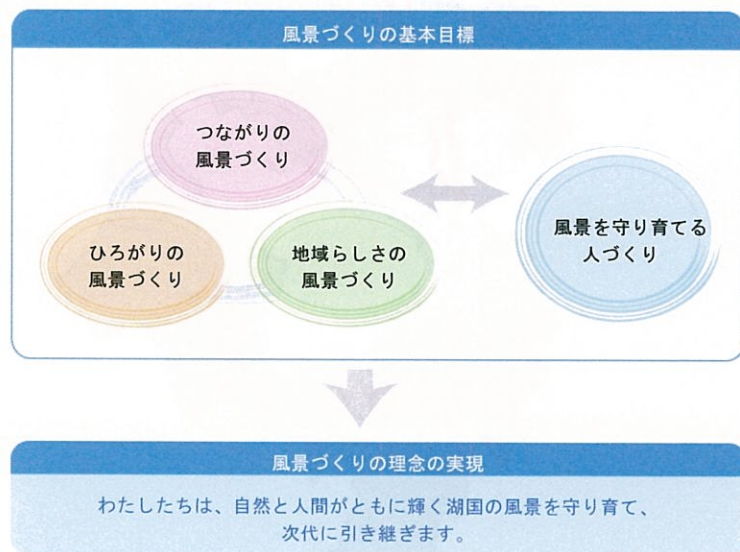
湖国の魅力ある風景を守り育て、継承していくのは、湖国に住むわたしたちです。県民、市町、県が風景づくりに関心と愛着、自覚と意欲を持ち、それぞれの立場でできること、すべきことをパートナーシップに基づく協働により実践していくことが必要です。美しい風景は人の心をなごませ、豊かな人づくりにもつながります。

風景を創っていくのはわたしたち一人ひとりの役割と認識し、先人が残してくれた、魅力ある湖国の風景を守り育て、継承していく人づくりを進めます。

「風景を守り育てる人づくり」を実現するため、以下の取り組みが求められます。

- ◆ わたしたち県民は地域に関心と愛着を持ち、近隣景観形成協定による取り組みや美化活動など、風景づくりへの参画や協力をする必要があります。
- ◆ 市町は地域における人材育成やネットワークの形成を推進する必要があります。
- ◆ 県は湖国の風景づくりのための人材育成やネットワークの形成を推進する必要があります。

……風景づくりの基本目標概念図……



## 第3章 景観計画区域

### 1. 景観計画区域

滋賀県全域を景観計画区域とする。(景観行政団体である市町の区域を除く。)

### 2. 景観重要区域

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第9条に基づき次の地域を景観重要区域として指定する。(景観行政団体の市町の区域を除く。)

- (1) 沿道景観形成地区  
国道307号沿道景観形成地区
- (2) 河川景観形成地区  
芹川河川景観形成地区  
宇曽川河川景観形成地区

地域の拠点として、まちの活力の再生に寄与するため、滋賀県ならではの歴史的な街道のつながりある景観形成を目指し、今後、歴史街道等を景観重要区域として指定することも検討していく。

滋賀県景観計画区域図



## 第4章 景観重要区域の方針等

### 第1 沿道景観形成地区

#### 1. 良好な景観形成に関する考え方

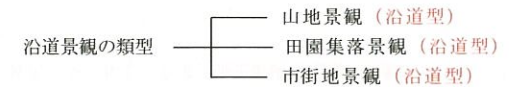
##### (1) 沿道景観の種類

沿道の景観は、それぞれの地形、地域の土地利用、住む人々の生活様式等により、自然豊かな山地部、広々とした田園地帯、沿道サービス施設等の連たする市街地等さまざまな様相を呈しており、沿道景観を良好なものとするには、それぞれの地域の特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、沿道の地形や土地利用等の実態をもとに、沿道景観を類型化することとする。

沿道に山が迫り、穏やかな起伏をなす山麓地域の山地景観、平野部に広がる農地や、緑豊かな風景の中に集落が点在する田園集落景観および沿道に住宅や商業・工業系の施設が点在したり、今後もこれらの立地が予想される市街地景観の3つの類型に区分する。

この景観類型を沿道の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めることとする。



**(2) 基本方針**

沿道景観の視点場は道路上である。このうち特に眺望を楽しめる区間、主要な交差点、橋りょう上、公共の施設や史跡等に接する部分等は、特に重要な視点場となる。

この視点場から沿道景観形成のあり方を考えるものとし、その基本方針を次のとおりとする。

国道307号	
1)親しみとうるおいのある沿道景観の形成	<p>古い歴史の中で人々に親しまれてきたこの道路沿いには、樹林や河川の自然景観が豊富であり、茶園や水田の中に瓦屋根の集落が点在し、ところどころには由緒ある史跡や社寺の境内林が見られる。</p> <p>今後も親しみとうるおいのある沿道景観を守り育てていくために既存の樹林、水面、農耕地等の自然的景観の保全や新たな緑の造成を行うものとし、建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮するものとする。また、神社・仏閣や由緒ある史跡、社寺の境内林等落ち着いた歴史的景観を呈しているところにあつては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹木等の保全を図るとともに、これら歴史的文化遺産の観光資源としての活用等にも配慮した沿道景観形成を図るものとする。</p>
2)地域の活性化に配慮した沿道景観の形成	<p>本路線の沿道は地条件等が活かされた土地利用計画に沿って市街化が進みつつあるので、用途地域等の将来計画を踏まえ、それぞれの、伝統的あるいは近代的な産業の影響で、地形、地理的な立地地域特性を生かしつつ沿道の活性化に配慮した景観形成を図るものとする。</p>

**(3) 類型別景観形成の方向**

**① 山地景観（沿道型）**

良好な樹林や山林によって形成された緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

また、山林の保全と併せて、建築物や工作物については、敷地境界線からその位置をできるだけ後退させるとともに、また、形態、意匠、色彩等についても自然景観に調和するよう配慮するものとする。さらに、敷地内の緑化を図り、自然と一体となった景観に配慮するものとする。

**② 田園集落景観（沿道型）**

広がりのある田園のなかに瓦屋根の落ち着いた集落の家並みが点在し、背後の緑豊かな山並みと一体となった郷土景観の保全を図る。

このため、道路は、のり面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。

農地や社寺の樹林は保全を図るとともに、建築物や工作物は周辺の田園景観や落ち着いた集落景観と調和するよう形態、意匠、色彩等について配慮するものとし、さらに、敷地内の緑化を図る。

また、集落内を流れる小川等の護岸には、できるだけ自然素材を用いるなど地域になじむ景観の形成に努めるものとする。

**③ 市街地景観（沿道型）**

地域条件等を生かした、調和と統一感のある街並みを形成し、市街地内でも緑豊かな沿道景観の形成を図る。

このため、道路は緑化に努めるとともに、道路施設等に景観的な配慮を行い、親しみとうるおいのある魅力あふれた空間の形成を図る。

建築物や工作物は、道路からできるだけ後退を図り、道路景観にゆとりをもたせるとともにその形態、意匠、色彩等に配慮するものとし、また人工的な印象を和らげるため、敷地周辺の緑化に努めるものとする。

## 2. 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）

### （1）届出の必要な行為と基準項目

沿道景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

（届出対象行為）

- ア 建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- イ 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ウ 木竹の伐採
- エ 屋外における物件の堆積
- オ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- カ 水面の埋立てまたは干拓

（基準項目）

- ア 建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- イ 緑化措置または樹木等の保全措置
- ウ 木竹を伐採する場合の位置または規模
- エ 屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置
- オ 鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置
- カ 水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置
- キ 土地の形質を変更する場合のり面の措置
- ク その他知事が景観形成のため必要と認める事項

### （2）沿道景観形成地区の景観形成基準

#### ①景観形成基準の考え方

沿道景観に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地形質の改変行為等多岐に及ぶ。

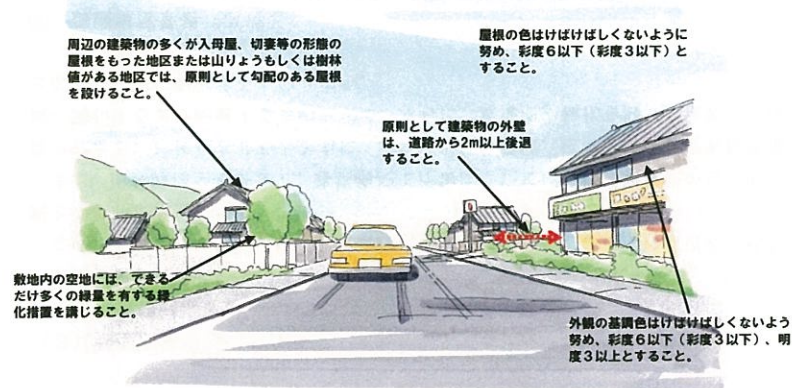
これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、沿道景観にも大きな影響を与える行為であるため、良好な沿道景観を保全し、またこれとの調和を図り、場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされる必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準（以下「基準」という。）として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、設

計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用にあたっては景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向をもとに景観類型別に定め、その運用を図るものとする。

- ア. 建築物等の位置については、道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに建築物等の敷地については、緑豊かな沿道景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置および樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- イ. 建築物等の形態、意匠および素材については、沿道の状況に応じて周辺と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- ウ. 建築物等の色彩については、周辺の景観と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- エ. 沿道に存する景観上重要な樹木、木竹等は極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるものとする。
- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に遮へい措置を講じるよう基準を定めるものとする。用途上これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、また、採取跡地の緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋め立てもしくは干拓または宅地の造成、土地の開墾その他の土質形質の変更行為に伴って生じる護岸、擁壁またはり面については、周辺環境に配慮し、自然の素材の活用または緑化等により修景を図るよう基準を定めるものとする。





②景観形成基準

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
1 建築物（建築物に附属する門、へいおよび太陽光発電設備等を除く。）の新築、増築または改築	敷地内における位置	<p>(1) 国道307号側の道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、道路からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退させること。ただし、壁面線の統一の必要性や敷地の形状等を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。</p>	
		<p>(2) 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合よく配置すること。</p>	
		<p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</p>	
	形態	<p>(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</p>	
		<p>(2) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または山りょうもしくは樹木地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p>	
		<p>(3) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</p>	
		<p>(4) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難い場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。</p>	
	意匠	<p>(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。</p>	
		<p>(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</p>	
		<p>(3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難い場合にはこれを模したものとすること。</p>	

行為	沿道景観の種類																									
	山地景観	田園集落景観	市街地景観																							
色彩	<p>(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</p>																									
	<p>(2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</p>																									
	<p>遮蔽植栽を効果的に 行った場合の緩和</p>																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> <td rowspan="3">2以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> <td>3以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				色相	彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上	0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下	無彩色	-	3以上	-
	色相	彩度	明度	彩度		明度																				
上限値		下限値	上限値	下限値																						
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上																						
0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下																							
無彩色	-	3以上	-																							
<p>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。</p>																										
<p>(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。</p>																										
<p>(4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</p>																										
素材	<p>(1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</p>																									
	<p>(2) 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</p>																									
	<p>(3) できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。</p>	<p>(4) 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難い場合は、これを模した素材とすること。</p>																								

行為	沿道景観の種類			
	山地景観	田園集落景観	市街地景観	
敷地の緑化措置	(1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。			
	(2) 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域にあつては、この限りではない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態(2)(3)」「意匠(3)」への適合を要しないこととする。)			
	(3) 道路から後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口(出入口の幅を除く)を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。			
	(4) 建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。			
	(5) 大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。			
	(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			
樹木等の保全措置	(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
	(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			

行為	沿道景観の種類			
	山地景観	田園集落景観	市街地景観	
2 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの新設、増築または改築	(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。			
	(2) 建築物の敷地では、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。			
	(3) 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木(生垣)によること。			
	(4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。			
3 門(建築物に附属するものを含む。)の新設、増築または改築	(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。			
4 擁壁の新設、増築または改築	(1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。			
	(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合はこれを模したのものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。			
5 煙突またはごみ焼却施設アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの高架水槽の新設、増築または改築	(1) 道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。			
	(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			
	(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。			


行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	<p>(4) できるだけすっきりとした形態および意匠とする とともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむ ものとする。</p> <p>(5) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じ て修景緑化を図ること。</p> <p>(6) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努 めること。</p> <p>(7) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境 との調和が得られる樹種とすること。</p>		
6 彫像その他これに類するもの の新設、増築または改築	<p>(1) 原則として、道路から2メートル以上後退するこ と。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観と の調和が図れるもの等は、この限りではない。</p> <p>(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合 は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</p> <p>(3) 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠と するとともに、けばけばしい色彩としないこと。これに より難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へ い措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴 い一時的に設置されるものは、この限りではない。</p> <p>(4) 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図るこ と。</p> <p>(5) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努 めること。</p> <p>(6) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境 との調和が得られる樹種とすること。</p>		
7 汚水または排水を処理する 施設の新設、増築または改築	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する こと。なお、原則として、道路からは2メートル以上後 退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残 すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたとき は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合 は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただ</p>		

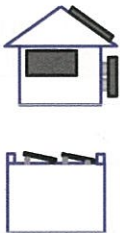
行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	<p>し、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、でき るだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を 行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(4) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮す るとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ち にくくすること。</p> <p>(5) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた 色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られ るものとする。</p> <p>(6) 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できな いようにすること。</p> <p>(7) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を 図ること。</p> <p>(8) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努 めること。</p> <p>(9) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境 との調和が得られる樹種とすること。</p>		
8 メリーゴーランド、観覧車、 飛行塔、コースター、ウォーター シュートその他これらに類する 遊戯施設の新設、増築または改築	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する こと。なお、原則として、道路からは2メートル以上後 退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残 すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたとき は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合 は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただ し、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、でき るだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を 行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(4) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市 計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)に あつては、原則として、その敷地の20パーセント以上 を緑化すること。</p> <p>(5) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により</p>		

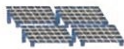
行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 (6) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。 (2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 (3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (4) できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (5) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。こと。 (6) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。 (7) 常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 (8) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (9) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
10 電気供給のための電線路、	(1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこ		

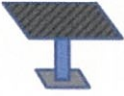
行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築	と。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。 (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。 (3) 形態の簡素化を図ること。 (4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。		
11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。		
12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。		
14 木材の伐採	(1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。 (2) 道路から望みできる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3) 高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。 (4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずること。		
15 屋外における物件の堆積	(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路からは2メートル以上後退すること。		

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
	<p>(2) 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</p> <p>(3) 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(4) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。</p> <p>(5) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(6) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>		
1 6 土石の採取または鉱物の掘採	<p>(1) 道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p>		
1 7 水面の埋立てまたは干拓	<p>(1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。</p>		

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
1 8 土地の開墾その他土地の形質の変更	<p>(1) 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。</p> <p>(2) 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。</p> <p>(3) のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p> <p>(4) 駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。</p> <p>(5) 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。</p>		
1 9 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築	意匠	<p>(1) 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</p> <p>(2) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。</p> <p>(3) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。</p>	
	色彩	<p>(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <p>(2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調</p>	

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
		和した色彩とすること。	
		(3) 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。	
20 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築	形態	(1) 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。	
		(2) 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。	
		(3) 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。	
	意匠	(1) 公共空間から望見しにくい形で設置に努めること。	
		(2) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。	
	色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。	
(2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。			
(3) 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。			
21 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(平面型)の新設、増築または改築	色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。	
		(2) 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。	
	植栽等	(1) 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。	
(2) 最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。			

行為	沿道景観の種類			
	山地景観	田園集落景観	市街地景観	
		(3) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
		(4) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。		
		(5) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。		
		(6) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
		(7) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		
		その他	(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。	
			(2) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。	
(3) 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。				
22 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(支柱型)の新設、増築または改築	色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。		
		(2) 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。		
	植栽等	(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。		
		(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、でき		

行為	沿道景観の種類		
	山地景観	田園集落景観	市街地景観
		<p>るだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(3) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</p> <p>(4) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(5) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>	
	その他	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>(2) できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>(3) 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。</p> <p>(4) 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。</p>	

## 第2. 河川景観形成地区

### 1. 良好な景観形成に関する考え方

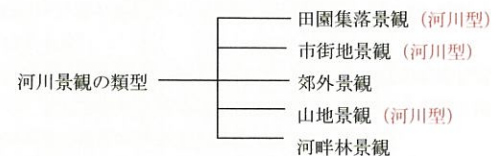
#### (1) 河川景観の種類

河川とその周辺の景観は、それぞれの区域の土地利用やその区域内の景観構成要素により、それぞれ異なった様相を呈している。したがって、河川景観を良好なものとするには、それぞれの景観特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、河川とその周辺の地形、土地利用等の景観構成要素の特性を総合的に把握して、以下のような景観の類型化を行うものとする。

河川沿いに農地が広がりその中に落ち着いた集落が点在する田園集落景観、低中層の建築物が連たんし、今後もこれらの立地が予想される市街地景観、農地、住宅、工場等が混在した郊外景観、河川まで迫る山林や丘陵によって形成された山地景観、河川沿いに緑豊かな樹林が広がる河畔林景観の5つの景観類型に区分する。

この景観類型を河川の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めるものとする。



(各河川での景観類型の適用)

	田園集落	市街地	郊外	山地	河畔林
芹川	○		○		
宇曾川	○			○	○

#### (2) 基本方針

河川景観の主要な視点場を河川区域とする。このうち、特に眺望を楽しめる区間、堤防、橋りょう、更に堤内地が公共施設等に接する部分は、特に重要な視点場となる。また、平行する道路から河川を望見しうる区間についても視点場とする。

河川景観は、水を中心に河川区域とその周辺の景観とが一体となったものであって、その中には緑豊かな自然や歴史が育てた風土が取り込まれており、現在も社会活動等に伴っ

て変化しつつある。そこで、自然景観を根底から支える生態系の保全や、人文景観を支える生活文化の継承等について配慮しながら、景観上の特性を十分踏まえ今後の望ましい景観形成のために次の3つの事項を基本方針として定める。

	芹川	宇曾川
1) 一体的な河川景観の形成	<p>芹川の河川景観は、対象とする区域が比較的短距離なこともあり、芹川とその周辺はもとより中流と下流との間にあっても、それぞれの特性を生かしつつ、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、様々な景観構成要素についてそれぞれの区域の特性を生かしながらも、河川やその周辺と調和するよう景観的に配慮し、全体としてまとまりが感じられるような景観形成を図るものとする。</p>	<p>宇曾川の河川景観は、河川とその流域が比較的広い範囲において一体的に意識されるものである。</p> <p>したがって、河川区域を中心として、流域の自然景観や生活環境と一体となった河川景観の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、様々な景観構成要素についてそれぞれの区域の特性を生かしながらも、河川やその周辺と調和するよう景観的に配慮し、全体としてまとまりが感じられるような景観形成を図るものとする。</p>
2) 緑豊かな河川景観の形成	<p>芹川の周辺には、農地や樹林地等が多く、芹川とその周辺を取り巻く緑が一体となって良好な河川景観を形成している。</p> <p>このような芹川の景観を特徴づけている豊かな緑の保全を図り、それらが失われつつある箇所においては、できるだけその復元に努めるものとする。</p> <p>なお、市街地については、河川敷の緑化や街路樹等の整備によって新たな緑の創出を図るものとする。</p>	<p>宇曾川の周辺には、農地、樹林、竹林等多くの自然が残され、河川とその周辺を取り巻く緑が一体となって、良好な河川景観を形成している。</p> <p>このような宇曾川の景観を良好に特徴づけている豊かな緑の保全を図るものとする。</p>
3) 郷土らしさのある河川景観の形成	<p>芹川の流域は、多賀大社の森の遠望景観や穀倉地帯特有の昔ながらの田園と集落とが調和した景観をとどめている。河川景観</p>	<p>宇曾川の流域は、鈴鹿山脈を背景にして、河川に沿って広がっていた樹林帯の中の金剛寺野古墳群や金剛輪寺に代表される歴</p>

	<p>を郷土らしさあふれる親しみやすいものとするため、これらを生かした景観の形成を図るものとする。</p>	<p>史的な面影を残している。このような風土性や歴史性は、一体となってその区域特有の雰囲気醸し出している。河川景観を郷土らしさあふれる親しみやすいものとするため、これらを生かした景観形成を図るものとする。</p>
--	-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 類型別景観形成の方向

#### ① 田園集落景観（河川型）

穏やかな田園や緑豊かな樹林の中にこれらと調和した勾配屋根の集落や家屋が点在するのどかで落ち着きのある景観形成を図るものとする。

このため、河川周辺や集落の中に分布する樹林等をできる限り保全し、豊かな自然を生かした周辺農地や背後の山並みと一体となった緑豊かな落ち着きのある景観形成を図るものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するようその形態、意匠、素材等について配慮するものとする。また、建築物、工作物等については、集落の落ち着いた景観に調和するようその形態、意匠、素材、色彩等に配慮するものとする。

#### ② 市街地景観（河川型）

活力のある中でもそれぞれの風土性、歴史性等の地域条件を生かした特色ある整然とした街並みを形成し、潤いがあり、親しみの持てるような景観の形成を図るものとする。このため、河岸、橋りょう等について景観的な配慮を行うとともに、親水空間<sup>※</sup>の創出にも努めるものとする。また、建築物、工作物等は、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化等について、景観的な配慮を行う。特に水と緑の調和が大切であるため、周辺の樹林地帯を核として公共空間および住宅地の緑化を積極的に図るものとする。

#### ③ 郊外景観

旧集落、農地等から成る従来の景観と、今後の開発によって増加する近代的な景観との調和を図る。

このため、護岸、橋りょう等について景観的な配慮を行うとともに、周辺の樹林と一体となった親水空間の創出に努めるものとする。

建築物等は、位置、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化等について景観的な配慮を行う。特に、現在建っているものあるいは今後の開発によって増加する工場、倉庫等の比較的大きな建築物等は、敷地内の緑化を図る等、周辺と調和の取れたものとする。また、鉄塔については、その位置や意匠に配慮し違和感の少ないものとする。



る。

#### ④ 山地景観（河川型）

河川を中心にして、山林および良好な樹林や田園が一体となったまとまりのある景観の形成を図るものとする。

このため、山林や河川周辺の緑はできる限り保全し、豊かな自然に恵まれた空間を確保するものとする。また、護岸等の整備を行う際には、周辺の景観に調和するようその形態、意匠および素材等について配慮するものとする。橋りょう、道路の防護柵等についても、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また周辺の自然や集落に調和するようその形態、色彩、素材等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより自然と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

#### ⑤ 河畔林景観

緑豊かな河畔林と農村集落、工場等が一体となった緑地空間の形成を図るものとする。

このため、河川景観を良好なものとして特徴づけている河畔林などをできる限り保全し、これらと一体となった親水空間の創出に努めるものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するよう配慮するよう形態、意匠、素材等について配慮するものとする。周辺の建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また、周辺の自然に調和するようその形態、意匠、色彩等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより、河畔林と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

## 2. 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）

### （1）届出の必要な行為と基準項目

河川景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ届出が必要となる。

（届出対象行為）

- ア 建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- イ 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ウ 木竹の伐採
- エ 屋外における物件の堆積
- オ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

カ 水面の埋立てまたは干拓

（基準項目）

- ア 建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- イ 緑化措置または樹木等の保全措置
- ウ 木竹を伐採する場合の位置または規模
- エ 屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置
- オ 鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置
- カ 水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置
- キ 土地の形質を変更する場合ののり面の措置
- ク その他知事が景観形成のため必要と認める事項

### （2）河川景観形成地区の景観形成基準

#### ①景観形成基準の考え方

河川とその周辺に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地の形質の改変行為等多岐に及ぶ。

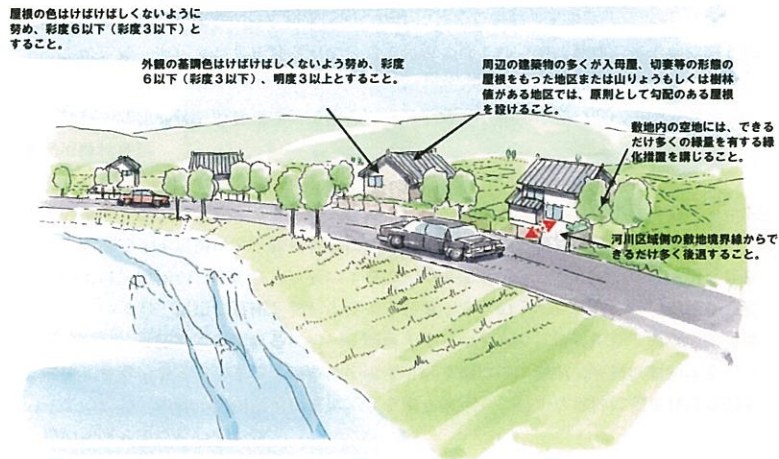
これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、河川とその周辺の景観に大きな影響を与える行為でもあるため、河川とその周辺の景観を保全し、またはこれとの調和を図り、場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされていく必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準（以下「基準」という。）として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用に当たっては、景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向を基に景観類型別に定め、その特性に応じ運用を図るものとする。

- ア、建築物等の位置については、河川や視点場となりうる主要な道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに、建築物等の敷地については、緑豊かな河川景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置や樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- イ、建築物等の形態、意匠および素材については、地域の特性を生かしながら周辺の景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。
- ウ、建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。

- エ. 河川周辺の景観上重要な樹林、木竹等は、周辺景観に配慮し、極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるよう基準を定めるものとする。
- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に植樹等による遮へい措置を講じるものとする。用途上、これらの措置が適切でないものについては、整然と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、また、採取跡地は周辺環境に配慮した緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋立てに伴って生ずる護岸、擁壁については、自然の素材の活用、周辺環境を考慮した修景等の措置を講じ、のり面や埋立て後の土地は周辺環境を考慮した修景緑化を講じるよう基準を定めるものとする。
- ク. 宅地の造成、土地の開墾、駐車場、広場等の設置その他の土地形質の変更行為については、できるだけ既存の樹林を残し、敷地の外周部等に修景緑化措置を講じるよう基準を定めるものとする。



②景観形成基準

行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
1 建築物（建築物に附属する門、へいおよび太陽光発電設備等を除く。）の新築、増築または改築	敷地内における位置				
	<p>(1) 河川区域（以下「河川」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、河川や視点場となりうる主要な道路（以下「主要道路」という。）からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退させること。ただし、河川または主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</p>				
形態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりある形態とすること。				
	(2) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。				
	(3) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。				
	(4) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難い場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。				
意匠	(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。				
	(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するように努めること。				
	(3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難い場合は、これを模したものとすること。				

行為	河川景観の類型																															
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観																											
色彩	<p>(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</p> <p>(2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">遮蔽植栽を効果的に 行った場合の緩和</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> <td rowspan="3">2以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> <td>3以上</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。</p> <p>(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。</p>					遮蔽植栽を効果的に 行った場合の緩和					色相	彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下	無彩色	-	3以上	-
	遮蔽植栽を効果的に 行った場合の緩和																															
色相	彩度	明度	彩度	明度																												
	上限値	下限値	上限値	下限値																												
0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上																												
0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下																													
無彩色	-	3以上	-																													
素材	<p>(1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</p> <p>(2) 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</p> <p>(3) 地域性のある素材の活用に努めること。また、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されたところにあつては、周辺の建築物の様式を継承した材料とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。</p> <p>(4) できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模した</p>																															

行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
敷地の緑化措置	<p>ものとする。これらの素材を用いることができない場合は、周辺の緑化等により周辺の素材と調和が図れるよう配慮すること。</p> <p>(1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。</p> <p>(2) 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であつてその敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域にあつては、この限りではない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態(2)(3)」 「意匠(3)」への適合を要しないこととする。)</p> <p>(3) 河川または主要道路から後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口(出入口の幅を除く)を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。</p> <p>(4) 建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</p> <p>(5) 大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感</p>				

河川景観の類型		田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
行為		および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。				
	樹木等 の保全 措置	(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
		(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
		(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの新設、増築または改築		(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。				
		(2) 河川または主要道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。				
		(3) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする				
					(4) 建築物の敷地 にあって は、でき だけ樹木 （生垣）、 木材、石材 等の自然 素材を用 い、これ により難 い場合は、 これを模 した仕上 げとなる意	

河川景観の類型		田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
行為					匠をする こと。	
	3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築	(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。				
	4 擁壁の新設、増築または改築	(1) 河川または主要道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする				
		(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。				
5 煙突またはごみ焼却施設 アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築		(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
		(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
		(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
		(4) できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする				
		(5) 必要に応じて常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。				
		(6) 河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
		(7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
6 彫像その他これに類するもの新設、増築または改築	(1) 原則として、河川から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の環境との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。					




行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
	<p>(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</p> <p>(3) 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とともに、けげばしい色彩としないこと。これにより難い場合は、河川から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術的作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。</p> <p>(4) 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。</p> <p>(5) 河川から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>				
7 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築	<p>(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(4) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(5) けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p> <p>(6) 敷地外周部は、生垣で緑化し、容易に望見できないようにすること。</p> <p>(7) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(8) 河川または主要道路から後退してできる空地には、特に</p>				

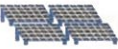
行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
	<p>緑化に努めること。</p> <p>(9) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>				
8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	<p>(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(4) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。</p> <p>(5) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(6) 河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>				
9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	<p>(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努める</p>				

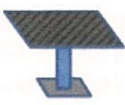
行為	河川景観の類型				
	田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
	こと。				
	(4) できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。				
	(5) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。				
	(6) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。				
	(7) 常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。				
	(8) 河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
	(9) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築	(1) 鉄塔は、原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、河川または主要道路からできるだけ後退して設けること。				
	(2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置すること。設置する場合には、できるだけ河川または主要道路から後退するよう努めること。				
	(3) 形態の簡素化を図ること。				
	(4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。				
		(5) 鉄塔の基部周辺は、出来るだけ修景緑化を図ること。	(6) 鉄塔はりょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		

行為	河川景観の類型				
	田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。				
12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。				
13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の色彩の基準による。				
14 木竹の伐採	(1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。				
	(2) 河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。				
	(3) 高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。				
	(4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。				
15 屋外における物件の堆積	(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
	(2) 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。				
	(3) 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に河川または主要道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。				
	(4) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。				
	(5) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。				
	(6) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただ				

行為	河川景観の類型				
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観
	し、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
16 土石の採取または鉱物の掘採	(1) 河川または主要道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川または主要道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。				
17 水面の埋立てまたは干拓	(1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2) 埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。				
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	(1) 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。 (2) 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。こと。 (3) のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5) 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であ				

行為	河川景観の類型						
	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観		
	って、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。						
19 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築	意匠	(1) 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。 (2) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 (3) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。					
	色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。 (2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 (3) 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。					
		20 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築	形態	(1) 均配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。 (2) 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。 (3) 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとすること。ただし、これにより難い場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。			
		意匠		(1) 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 (2) 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。			
 	色彩	(1) パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとすること。 (2) 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁に					

行為	河川景観の類型				
	田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
2.1 土地に自立して設置する太陽光発電設備等（平面型）の新設、増築または改築  		ついても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 （3）付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。			
	色彩	（1）パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
	植栽等	（1）周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講ずること。 （2）最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 （3）敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 （4）樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 （5）常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。 （6）道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 （7）植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			
	その他	（1）河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。 （2）平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。 （3）周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 （4）土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えない			

行為	河川景観の類型				
	田園集落 景観	市街地景 観	郊外景観	山地景観	河畔林景 観
		よう勾配に配慮し設置すること。			
2.2 土地に自立して設置する太陽光発電設備等（支柱型）の新設、増築または改築  	色彩	（1）パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。			
	植栽等	（1）敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 （2）樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 （3）常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 （4）道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 （5）植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			
	その他	（1）河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。 （2）できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。			
		（3）周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。			
		（4）土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。			



## 第5章 景観重要区域以外の区域の方針等

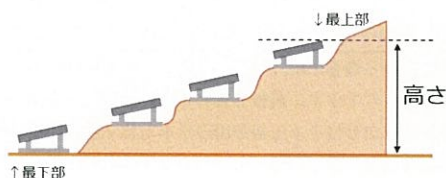
### 1. 良好な景観形成に関する考え方

大規模建築物等については周辺景観に与える影響が大きいため、景観重要区域以外の区域においても、その区域が持っている景観の特性を把握し、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図っていくものとする。

### 2. 行為の制限に関する考え方

#### (1) 届出の必要な行為と基準項目

高さ13メートル以上もしくは4階建て以上の建築物または高さが13メートル以上の工作物を大規模建築物等とし、これらについて次の行為をしようとするときはあらかじめ届出が必要となる。なお、太陽光発電設備等の「高さ」とは最下部から最上部までの高低差とする(下図参照)。



#### (届出対象行為)

- ア 大規模建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- イ 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

#### (基準項目)

- ア 大規模建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- イ 大規模建築物等の屋外の建築設備または屋上工作物の位置、形態、意匠、色彩または素材
- ウ 緑化措置または樹木等の保全措置
- エ その他知事が周辺の景観との調和を図るために必要と認める事項

#### (2) 勧告等の考え方

大規模建築物等の新築等を行おうとする場合の景観上留意すべき事項を指導基準(以下「基準」という。)として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定

届出対象行為について、基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

### (3) 指導基準

#### ① 基本的考え方

- 1 大規模建築物等の敷地内における位置については、敷地境界線からできるだけ後退することとし、また、外観については、柔和な印象となるよう建築物等の形態、意匠、色彩、素材等に十分配慮し、周辺景観に与える威圧感および圧迫感を軽減するよう努め、全体としてまとまりのあるものとする。
- 2 敷地内の空地は、建築物などが周辺景観と一体となつてなじむよう、自然植生を考慮した樹木による修景を行い、緑豊かな景観を形成すること。
- 3 敷地内に生育する樹木やヨシ原等はできるだけ保全し、修景に生かすよう努めること。

#### ② 指導基準


##### (i) 大規模建築物等のうち建築物の新築、増築、改築または移転

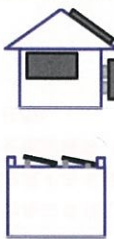
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>イ 原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。</li> <li>ウ 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</li> <li>イ 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょうまたは樹林地がある地区にあっては山りょうまたは樹木の形態と調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。</li> <li>ウ 屋上に設ける整備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。</li> <li>エ 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。</li> </ul>

	イ 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。																							
色彩	ア けげげしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。																							
	イ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">遮へい植栽を効果的に行った場合の緩和</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。</p> <p>※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p>			遮へい植栽を効果的に行った場合の緩和		色相	彩度	明度	彩度	上限値	下限値	上限値	0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下	無彩色	—	3以上	—
		遮へい植栽を効果的に行った場合の緩和																						
色相	彩度	明度	彩度																					
	上限値	下限値	上限値																					
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下																					
0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下																					
無彩色	—	3以上	—																					
	ウ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。																							
	エ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。																							
	オ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。																							
素材	ア 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。																							
	イ のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。																							
敷地の緑化措置	ア 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。																							
	イ 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。																							
	ウ 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。																							
	ただし、都市計画法第8条に規定する用途域内にあっては、この限りでない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和する。)																							
	エ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹																							

	種とすること。
樹木等の保全措置	ア 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
	イ 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(ii) 大規模建築物等のうち建築物に係る太陽光発電設備等の新築、増築、改築または移転

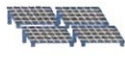
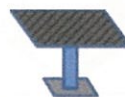
	建築物と一体となる太陽光発電設備等	ア 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。
		イ 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
		ウ 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。
		エ パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
	オ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。	
	カ 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。	
建築物に付帯する太陽光発電設備等	ア 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。	
	イ 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。	
	ウ 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバ	

	<p>一等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものにすること。</p>
	<p>エ 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。</p>
	<p>オ 周囲への反射光の影響をできるだけ低減するよう配慮すること。</p>
	<p>カ パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p>
	<p>キ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。</p>
	<p>ク 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。</p>

(iii)大規模建築物等のうち次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転

<p>煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽</p>	<p>ア 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p>
	<p>イ 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
	<p>ウ 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>
	<p>エ 工作物にありがちな異様な印象を柔らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。</p>
	<p>オ 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。</p>
<p>彫像その他これに類するもの</p>	<p>カ 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p>
	<p>キ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
	<p>ア 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。</p>
	<p>イ 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。</p>

	<p>ウ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設</p>	<p>ア 周囲に与える威圧感および異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p>
	<p>イ 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
	<p>ウ 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>
	<p>エ 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p>
	<p>オ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュープラントその他これらに類する製造施設および石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの</p>	<p>ア 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p>
	<p>イ 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
	<p>ウ 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>
	<p>エ できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p>
	<p>オ 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。</p>
	<p>カ 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p>
	<p>キ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>送電線鉄塔およびその電線路</p>	<p>ア 山りょうの近傍にあっては、りょう線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</p>

	イ 送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮するとともに、できるだけ落ち着いた色とすること。
土地に自立して設置する太陽光発電設備等（平面型） 	ア パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。 イ 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。 ウ 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講ずること。 エ 最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 オ 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 カ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 キ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ク 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類はできるだけ目立ちにくくすること。 ケ 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 コ 敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 サ 植栽は自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 シ 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 ス 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。
土地に自立して設置する太陽光発電設備等（支柱型） 	ア パネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。 イ 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。 ウ 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 エ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。

	オ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 カ できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けげばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。こと。 キ 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 ク 敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ケ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 コ 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 サ 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更

大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては(i)、(ii)または(iii)のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る形態、意匠および色彩に関する基準、大規模建築物等の色彩の変更については(i)、(ii)または(iii)のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る色彩に関する基準による。

### 3. 地域らしさの風景づくりの方向性

景観重要区域以外の区域においても、地域全体の景観や環境に調和した建築物の色彩、意匠など、県民一人ひとりがそれぞれの立場でできることを実施することが望ましい。本節では、届出までは必要としないが、県民一人ひとりが目標とすべき景観形成の方向性を示す。

#### (1) 景観類型とその方向性

6町域の土地利用状況等を踏まえ、6つの景観類型に整理し、各類型の良好な景観形成の方向性を定める。

##### 【田園・山村景観】

穏やかで広がりのある田園や、雄大な自然環境と一体となって育まれてきた郷土ならではの暮らしと調和した景観形成を図る。



##### 【歴史的景観】

現存する歴史的建造物や地域固有の歴史・文化に配慮し、神社・仏閣、歴史的街道等の特有の風合いを生かした連続性のある街並みの景観形成を図る。



##### 【住宅地景観】

周囲の豊かな自然環境と調和し、親しみやすく安らぎを感じることができる景観形成を図る。



##### 【市街地景観（重要区域以外の区域）】

人々の生活に寄り添うまちの核として、周囲の自然や街並みと調和した、居心地が良く多様性とまとまりのある景観形成を図る。



##### 【工業・産業景観】

人工物が統一感と連続性を持ち、周囲の山並み・田園風景と調和した、潤いのある景観形成を図る。



【沿道型商業景観】

周囲の自然環境に配慮しつつ、賑わいと活力を感じることのできる、魅力的で一体感のある景観形成を図る。

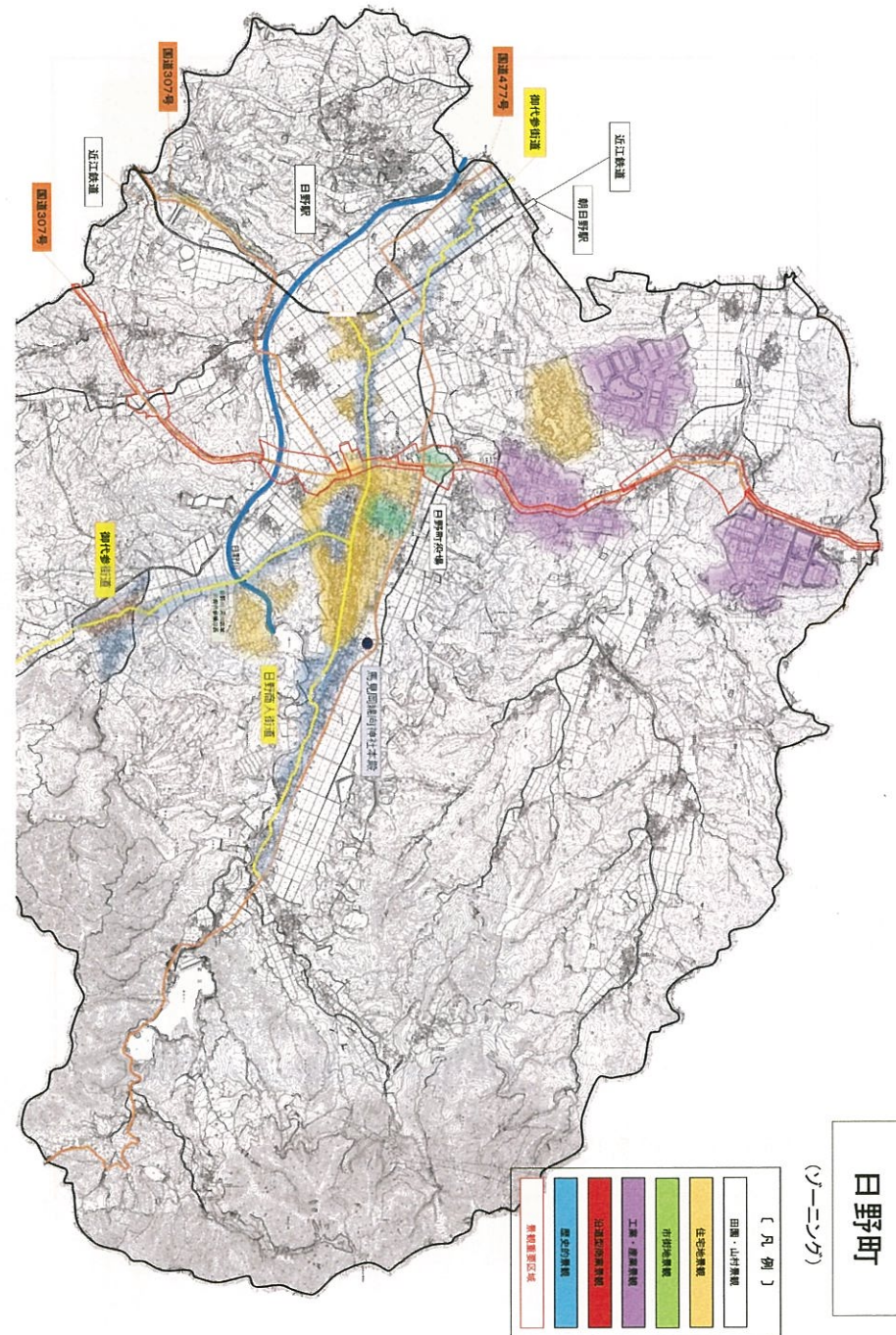


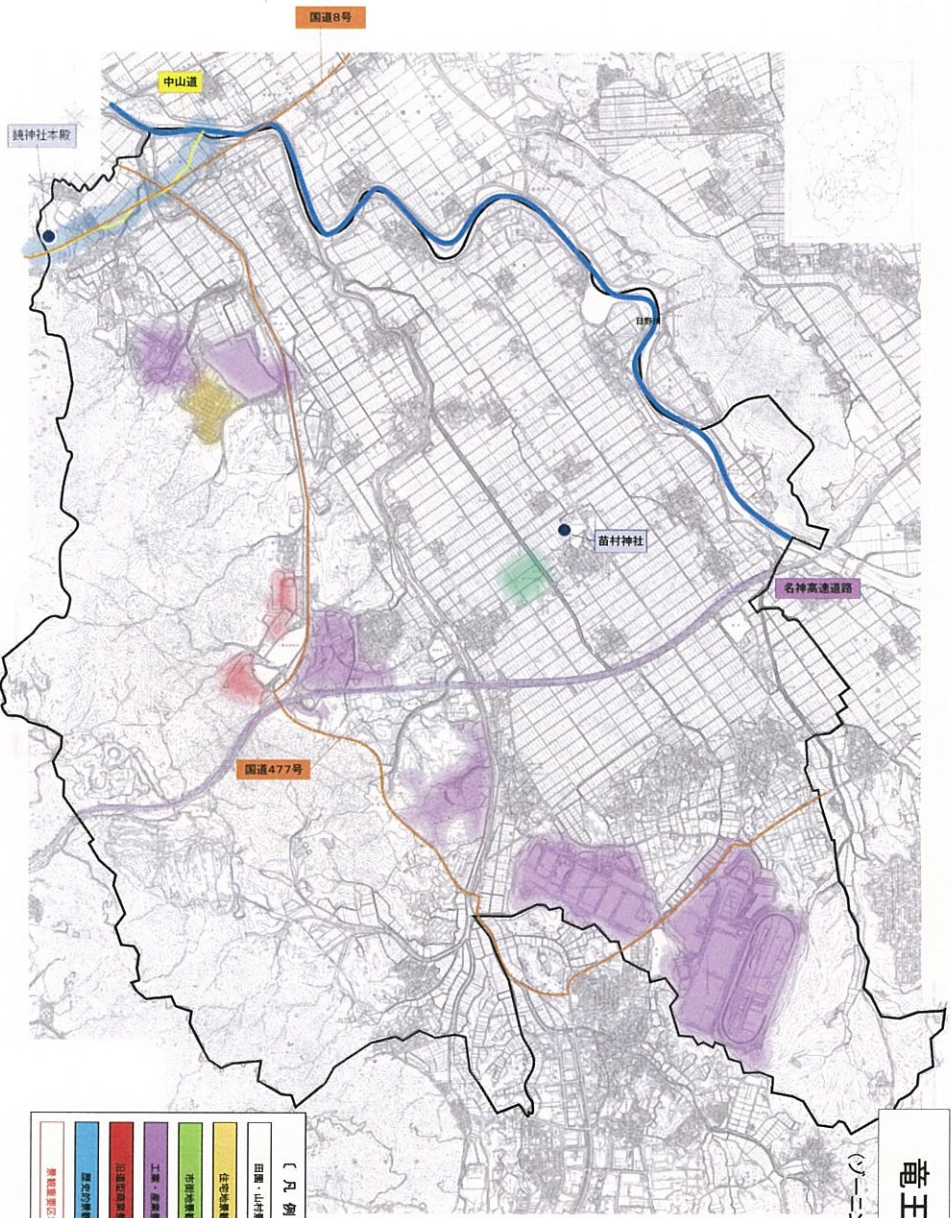
(2) ゾーニングによる景観誘導

各景観類型の景観形成推奨方針とおおむねのゾーニング区域図を示す。

景観分類	田園・山村景観	歴史的景観	住宅地景観	市街地景観	工業・産業景観	沿道型商業景観
構成要素 (例)	田舎、山林、集落	歴史的建造物の 電線・橋梁等、 および谷津	低層住宅	住宅、近隣商業等 投、役場、病院等	工場群	郊外型店舗群
景観形成の方針	緑やかで広がり ある田園や、雄大 な自然環境と一体 となって育まれて きた、郷土ならで はの暮らしと調和 した景観形成を図 る。	現存する歴史的建 造物や、地域固有 の歴史・文化に配 慮し、神社・仏 閣、歴史的建造物 等の特有の趣意を 生かした、連続性 のある眺望の景 観形成を図る。	周囲の豊かな自然 環境と調和し、親 しみやすく安らぎ を感じることで きる景観形成を図 る。	人々の生活に寄り 添うまちの核とし て、周囲の自然や 街並みと調和し た、心当たりが良 く、多様性とまと まりのある景観形 成を図る。	人工物が統一感と 連続性を持ち、周 辺の山並み・田園 風景と調和した、 質のある景観形 成を図る。	周囲の自然環境に 配慮しつつ、賑わ いと活力を感じる ことのできる、魅 力的で一体感のあ る景観形成を図 る。
敷地内における位置	• 敷地境界線 (特に道路) からできるだけ多く後退させる • 敷地内や敷地の位置を前後のまち並みとできるだけ合わせる	•	•	•	•	• (注1)
形態	• 建物の向きを前後のまち並みと合わせる • 建物の形状等を工夫し、周囲のまち並みや山並み・樹林地等との調和を図る • 周囲のまち並みから突出しないよう形態を工夫する	•	•	•	•	•
高さ	• できるだけ伝統的景観を継承または模した高さとする	•	•	•	•	•
色彩	• 落ち着いた色を使用する	•	•	•	•	•
素材	• できるだけ自然素材または自然素材を模した素材を使用する • できるだけ周囲の建築物と同様の素材を使用する	•	•	•	•	•
緑化計画	• できるだけ多くの生垣を設ける • 敷地内の空地をできるだけ緑化する • 敷地外周部をできるだけ多く緑化し、周辺景観との緩衝帯とする	•	•	•	•	•

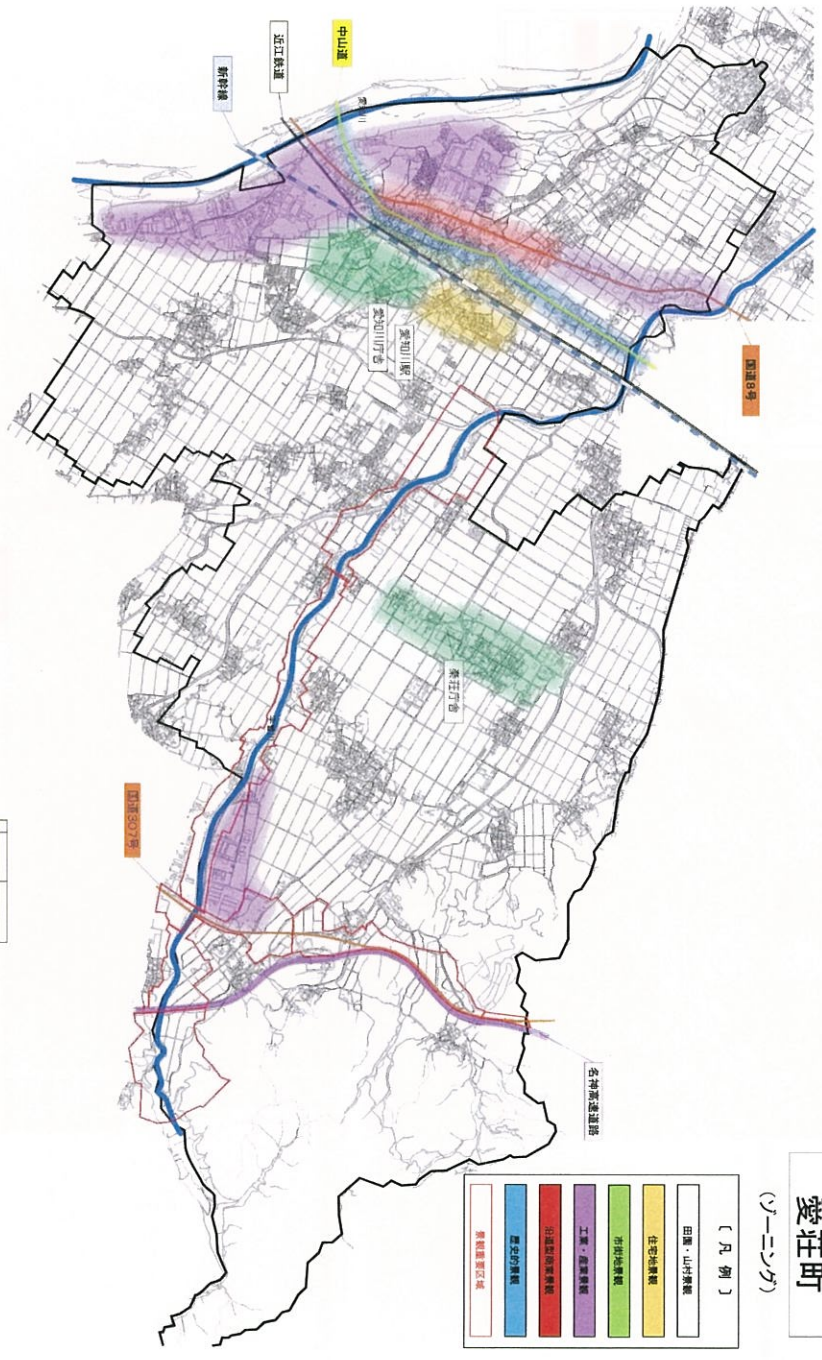
(注1) 大規模な建造物ほど敷地境界線 (特に道路) からできるだけ多く後退すること。





## 竜王町

(ゾーニング)

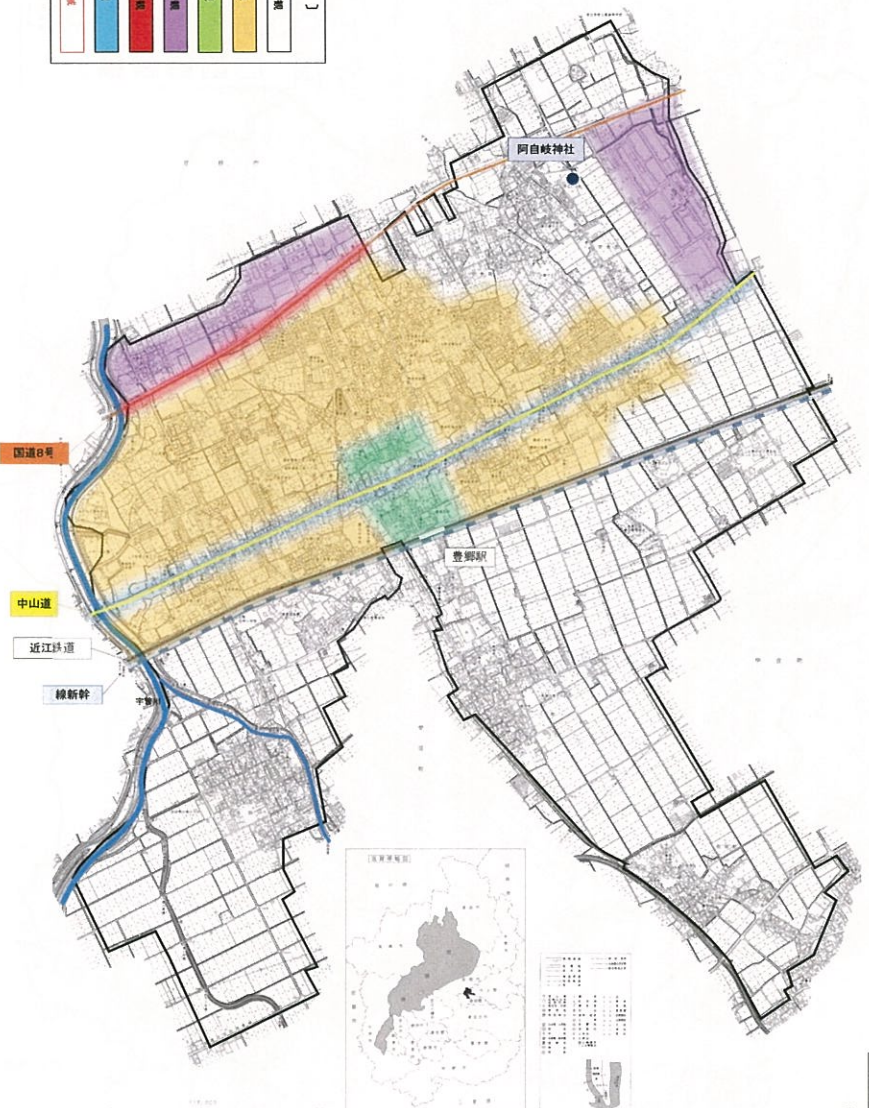


## 愛荘町

(ゾーニング)

〔凡例〕

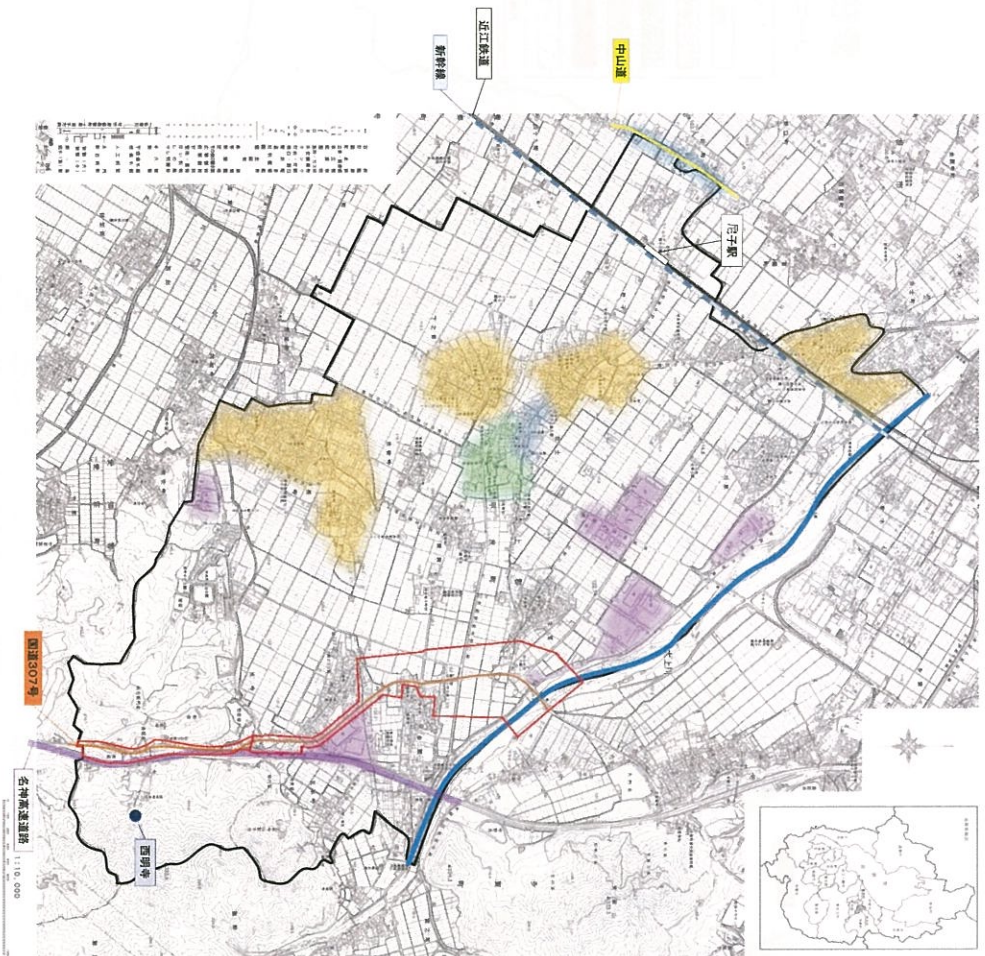
田園・山村景観
住宅地景観
市街地景観
工業・商業景観
近江型田舎景観
歴史的地景観
景観重要区域



豊郷町  
(バーニング)

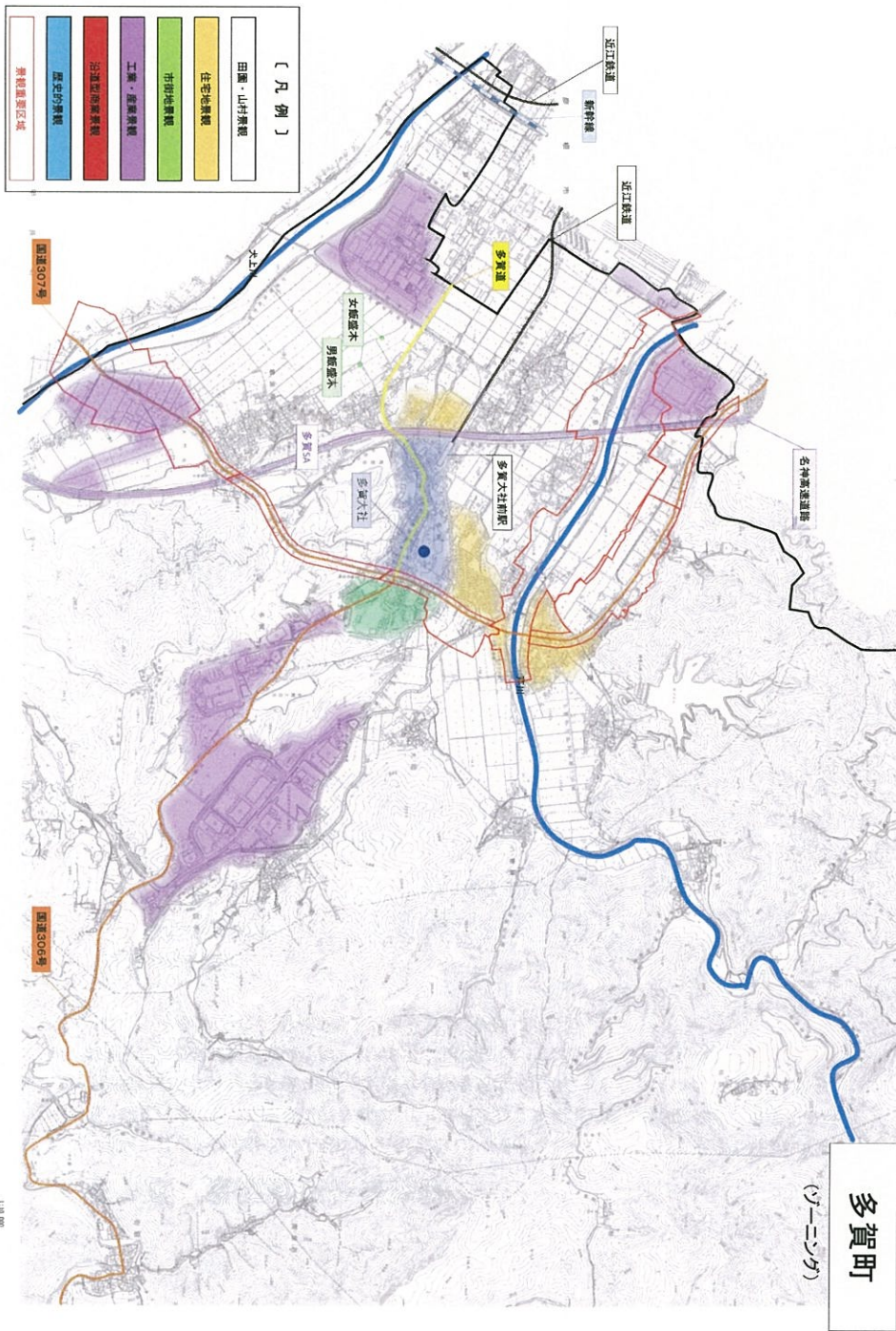
〔凡例〕

田園・山村景観
住宅地景観
市街地景観
工業・商業景観
近江型田舎景観
歴史的地景観
景観重要区域



甲良町  
(バーニング)





## 第6章 景観重要建造物、樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物の指定の考え方

滋賀県では歴史的、文化的価値の高い文化財級の建造物等が多数現存し、その数も全国有数である。またヴォーリズ建築をはじめとする近代建造物で景観上重要なものが多数存在する。また、県民に親しまれ、シンボルとなっている建造物や地域固有の様式を継承する建造物など良好な景観形成に重要と認められるものを景観重要建造物として指定を行う。

指定にあたっては、県民及び市町等からの推薦制度や、所有者からの提案により、景観行政団体の長である滋賀県が候補となる建造物リストを作成し、現地調査による指定基準の適合審査等を行ったうえで、所有者と協議・調整し、景観及び建築に関連する分野の専門家及び第三者機関の意見を聞いて指定を行う。

- 登録有形文化財である建造物
- 歴史的、文化的価値を有する建造物
- 歴史的な様式や地域固有の様式を継承する建造物
- 県民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている建造物
- 県民、市町による推薦があった建造物

### 2. 景観重要樹木の指定の考え方

景観上重要な樹木は、樹齢や希少性だけでなく、地域住民に親しまれ、シンボルとなっていることが重要である。指定にあたっては、県民及び市町等より推薦があり、現地調査による指定基準の適合審査等を行ったうえで、所有者と協議・調整し、景観及び樹木に関連する分野の専門家及び第三者機関の意見を聴いて行う。

- 健全で樹形が景観上優れているもの
- 地域の固有の自生種で希少品種のもの
- 地域に元来ある樹種で樹齢が高いもの
- 景観上シンボリックな場所に位置しているもの
- 県民、市町による推薦があった樹木

## 第7章 景観重要公共施設

道路や河川、公園など公共用に供する施設のうち重要なものについては、その管理者との協議、同意に基づき、景観重要公共施設として位置づけ、景観上必要な整備に関する事項や占用の許可の基準に良好な景観の形成に必要な事項を定められることとなっている。このことから、沿道・河川景観形成地区内で核となる河川、道路については、その管理者と協議・現地調査等を行い、可能なものから景観重要公共施設として位置づける。

### 対象公共施設

- ① 国道307号線
- ② 芹川
- ③ 宇曾川
- ④ その他景観上重要な道路や河川等

## 第8章 屋外広告物に関する方針

### 1 屋外広告物行政に関する基本方針

屋外広告物は、県民生活の利便に資するものであると同時に、地域の活力ある社会・経済・文化活動を反映し、にぎわいある街並みを形成する景観の重要な構成要素である。一方で、地域の歴史や文化から乖離していたり、無秩序に設置される場合には、景観に対して悪影響を与え、外部不経済が生じやすいことも事実である。

このことから、屋外広告物については、最低限守るべき基準について、屋外広告物法に基づく条例により「規制」を行うとともに、行政、県民、事業者等が景観に対する意識を共有し、協働して、より積極的に良好な景観形成を図り、地域の魅力向上に繋げるため、屋外広告物の「誘導・活用」に関する取組を行うことが重要である。これら屋外広告物の規制・誘導・活用の取組は、景観施策の一部として位置づけ、湖国風景づくり宣言および本計画で掲げる「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」、「風景を守り育てる人づくり」という4つの基本目標に即したものとするとともに、屋外広告物に固有の特性や地域のまちづくりの方針にも配慮しながら検討を行うものとする。

なお、これらの取組については、少なくとも10年に一度は、景観保全・安全性に関する効果、土地利用の状況やまちづくり方針等との整合性等に係る検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。加えて、個々の課題等が生じている場合は、迅速に必要な見直しを行うこととする。

### 2 地域類型別の広告景観形成方針

湖国風景づくり宣言および本計画で掲げる「ひろがりの風景」、「つながりの風景」、「地域らしさの風景」の視点を具体化するため、地域ごとの歴史文化や土地利用、景観の状況、広告物の設置状況等に応じて、県内を下記のとおり16種類の地域類型に分類し、それぞれについて広告景観形成の方針を示す。それぞれの地域特性を的確に捉え、必要な規制および誘導・活用に向けた施策を推進するものとする。

系統	地域類型	地域の例	広告景観形成の方針
自然農村系統	風致系地域	河川、湖沼、山林等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 風致の維持を意識した広告景観を形成する。</li> <li>・ 眺望景観にも配慮する。</li> <li>・ 観光地としてのブランディングにも資する広告景観を形成する。</li> </ul>
	自然系地域	山地、樹林地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 自然的な環境と調和した広告景観を形成する。</li> </ul>
	田園系地域	田、畑、里山等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 農地、田園と調和した広告景観を形成する。</li> </ul>
	集落系地域	農村、山村、漁村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 伝統的な集落景観や周辺の農地等と調和した広告景観を形成する。</li> </ul>
沿道沿線系統	広域的沿線地域	高速道路、鉄道等の沿道沿線等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 主要な交通軸・景観軸にふさわしい良好な眺望を意識した広告景観を形成する。</li> <li>・ 駅周辺やIC周辺等は情報拠点としての機能に配慮する。</li> </ul>
	自然田園系沿道地域	自然系地域や田園地域を通る幹線沿道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 自然景観や田園景観と調和した広告景観を形成する。</li> <li>・ 主要な交通軸・景観軸にふさわしい連続的で統一された広告景観を形成する。</li> </ul>

	市街地内街路型沿道地域	駅前通り、主要街路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 街路樹や沿道建築との調和に配慮し、主要な景観軸に相応しいシンボリックで風格のある広告景観を形成する。</li> <li>・ 歩いて楽しい街並み景観の形成を図る。</li> </ul>
	市街地内道路型沿道地域	市街地内を通る幹線沿道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物を活用し、沿道型商業市街地の賑わいと風格のある広告景観を形成する。</li> <li>・ 主要な交通軸・景観軸にふさわしい連続的で統一された広告景観を形成する。</li> </ul>
	工業物流系沿道地域	工業系・物流系市街地を通る幹線沿道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 産業景観として均整のとれた風格ある広告景観を形成する。</li> <li>・ 主要な交通軸・景観軸にふさわしい連続的で統一された広告景観、後背地の農地・山林等と調和した広告景観を形成する。</li> </ul>
市街地系統	歴史伝統市街地	歴史街道、田宿場町、参道、文化財周辺等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 歴史的・伝統的景観と調和した広告景観を形成する。</li> <li>・ 文化財や観光価値の向上等に配慮する。</li> <li>・ 歩いて楽しい街並み景観の形成を図る。</li> <li>・ 観光地としてのブランディングにも資する広告景観を形成する。</li> </ul>
	低層住宅系市街地	低層住宅地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の規模等を厳しく抑え、目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 住宅地としての良好な住環境の保全に配慮した広告景観を形成する。</li> </ul>
	住宅系市街地	住宅系市街地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に目立つ広告物の表示を抑制する。</li> <li>・ 住宅と小規模な商業店舗等が混在する市街地の風格ある広告景観を形成する。</li> <li>・ 住宅地としての良好な住環境の保全に配慮す</li> </ul>

		る。 ・地域商業振興に配慮する。
商業系市街地	商業系市街地等	・広告物を活用し、商業店舗、事務所等が混在する密度の高い市街地の賑わいと風格のある広告景観を形成する。 ・地域商業振興に配慮する。 ・歩いて楽しい街並み景観の形成を図る。
業務系市街地	業務系市街地（官庁街、オフィス街）等	・過度に目立つ広告物の表示を抑制する。 ・まちの政治・産業の中心地として格式の高い広告景観を形成する。
工業物流系市街地	工業・物流系市街地等	・過度に目立つ広告物の表示を抑制する。 ・産業景観として均整のとれた広告景観を形成する。 ・田園・自然系地域と隣接する場合は、それらとの調和に配慮する。
拠点的市街地	拠点的な性格を有する市街地等	・広告物を活用し、まちの拠点的市街地としての賑わいと活力のあるシンボリックな広告景観を形成する。

### 3 風景を守り育てる人づくりに係る取組方針

湖国風景づくり宣言および本計画で掲げる「風景を守り育てる人づくり」の観点から、良好な広告景観を守り育てる人づくりに資する取組を推進するものとする。具体的には、事業者、県民等の意識醸成を図るとともに、良好な広告景観を保全・形成するために行政、事業者および県民が協働して行う取組を推進する。

（施策例）

- ・意識醸成を図るためのセミナー等を実施する。
- ・広告物に関する業界団体等との連携を強化する。
- ・自治会やNPO等、市民団体・住民組織による取組を支援する。

- ・近隣景観形成協定等の制度を広告景観形成に活用する。
- ・県民等からの施策提案制度を設ける。
- ・良好な広告景観に関する表彰や情報発信を行う。

### 4 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項）

屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の具体については、湖国風景づくり宣言（景観指針）および本計画に即して、滋賀県屋外広告物条例および滋賀県屋外広告物条例施行規則により定める。

## 第9章 県土の一体的な景観形成に向けて

景観行政は、住民に身近な市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、できるだけ多くの市町が景観行政団体となることを推奨している。

一方、景観法においては、県または景観行政団体となった市町のいずれか一方が景観法の活用を図ることとされており、県土全体で調和のとれた景観形成を進めるという広域的な観点からは、県と景観行政団体となった市町とが連携・協力を図ることが不可欠である。

このことから、両者で構成される景観行政団体協議会を設置し、県土全体の景観づくりの協議を行い、琵琶湖を中心とした一体的な景観や歴史的街道のつながりのある景観の形成に努める。

近年では眺望景観の保全・創造を検討し、視点場整備 PR ワーキンググループを設置し、眺望景観ビューポイントの選定、視点場の整備および景と視点場の PR に取り組んでいる。

また、実際に生活されている住民や事業者の意識醸成も必要であることから、現存する景観資源への理解を深めるタウンミーティング等を定期的に開催している。

### (1) 景観行政団体協議会のこれまでの主な取組

時期	項目	取組内容
平成 21 年 2 月	協議会の設立、取組事項の合意	以下 3 事項の取組を進めることで合意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一体的な湖辺の景観形成</li> <li>・歴史的な街道の景観形成</li> <li>・地域住民や事業者との連携</li> </ul>
平成 27 年 1 月	「琵琶湖辺における広域的景観形成」に関する合意	以下 2 事項の取組を進めることで合意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、広域的景観形成基準を新たに定める。さらに、内陸部に及ぶ広域的景観形成について、検討を進める。</li> <li>・琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策として、琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、色彩と発光に関する基準を新たに定める。</li> </ul>
平成 29 年 3 月	「琵琶湖辺における広域的景観形成」に関する合意	以下 2 事項の取組を進めることで合意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖景観形成地域に相当する区域（用途地域を除く）における広域的景観形成基準について、一定規模以上の太陽光発電設備等の設置行為を新たに景観影響調査の対象行為とする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖景観形成地域に相当する区域（用途地域を除く）において太陽光発電設備等の設置行為を行う場合には、景観影響調査を要しない場合においても、設置者に周辺地域の景観への配慮を促すため、景観法に基づく届出を求めることとする。届出要件、景観配慮基準等については、当協議会で作成したモデル基準を参考に、各市が地域特性を踏まえて検討する。</li> </ul>
平成 31 年 1 月	視点場整備・PR ワーキンググループの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観ビューポイントの抽出・発信・活用に向けて、景観行政団体協議会および視点場整備・PR ワーキンググループで検討を進める。</li> <li>・眺望景観ビューポイントは、県民による公募・一般投票を経て、滋賀県景観審議会に諮り決定していくこととする。</li> </ul>

## 第10章 関連施策との連携等による景観形成の推進について

自然の地形や気候風土と調和した姿で造形され、今に伝え残されてきた美しい農地、里地・里山の農村風景や人々の生活や生業によって支えられてきた文化的景観は滋賀県の貴重な財産の一つである。

また、都市の中の緑は生活環境の向上に寄与するほか、景観形成上も大変重要な要素であり、それらを保全・創出することは大変重要である。

一方、林立する電柱や張りめぐらされた電線、周囲の街並みと不調和な規模や用途の建築物、殺風景な駅前の駐車場等、都市の景観を阻害している要因は多く見られ、これらの改善を図ることも大切である。

これら農村風景や文化的景観及び都市の中の緑の保全・創出はもとより、電線類を道路の地下空間にまとめて収容するによる無電柱化の推進など景観阻害要因の改善を図るためには、都市計画法の各種制度の活用を始め、関連する施策との連携や市町との協働の下、これまで以上に積極的な景観形成を推進する。

### 1. 近江の道づくりマニュアルとの連携

滋賀県では、道路整備計画検討の基本となる道路規格や幅員構成等について、統一的な考え方を整理した「近江の道づくりルール」と、歩道整備における基本的な考え方や設計施工の構造基準を示した「滋賀県歩道整備マニュアル」をもとに地域の状況を踏まえて道路整備を進めてきたが、関係条例の一部改正や自転車活用推進等の社会情勢の変化に伴い、これらを改正・統合し、新たに「近江の道づくりマニュアル」を策定した。

道路の景観は、「沿道の街並み」と「設置されている道路付属物等」により構成されている。多数の道路付属物等が景観形成に与える影響はきわめて大きいことから、景観に配慮した道路付属物等の整備など、道路管理者と連携を図り、良好な沿道景観を守り育てていく。

### 2. 無電柱化推進計画との連携

無電柱化推進計画は、無電柱化法第7条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定められたものである。

近年の災害の激甚化、高齢者・身障者の増加、観光需要の増加等の情勢の変化から無電柱化推進の機運が高まっている。

無電柱化推進計画に位置づけられた箇所について、電線、電柱類の地中化等の整備主体である道路管理者や電線管理者等と連携を図り、良好な沿道景観づくりに努

める。

### 3. 県の公共事業における良好な景観形成の推進

公共事業は地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、滋賀県では、国や地方公共団体が行う公共事業に対しても、景観法に基づく通知もしくは「公共事業等の技術指針」により景観への配慮を求めている。景観重要区域に定めている場所では、届出（通知）対象ではない行為に対しても「公共事業等の技術指針」を踏まえた施工を推進する。公共事業を行う発注者に当技術指針を周知し、早い段階からの事前協議を推奨することにより良好な景観形成を図る。

### 4. 夜間景観に配慮した基準等の検討

魅力的な夜間景観を創出するためには、交通安全や防犯といった夜間の明るさの確保や、省エネルギー対策によるLDE照明化の整備のみならず、良質な光による美観や快適性も求めていく必要がある。全国の自治体の事例を参考に、地域の個性を生かした照明設備のあり方など、夜間景観に配慮した景観形成基準の必要性を検討する。

### 5. 景観農業振興地域整備計画との連携

農山村地域は、自然の中で農林業の営みを通じて自然と一体となった風景を醸しだし、地域で永続的に営まれた生業が、今日の地域の個性ある豊かな田園風景を造ってきた。

このことから、地域の文化や伝統を守りつつ、農地の持つ多様な機能を保全活用し、田園、集落、里山、森林、川辺などと一体となった風景を維持発展させるため、市町の景観農業振興地域整備計画と整合性を図り、良好な営農条件を確保しながら、地域の特色ある田園風景を守り発展させるものとする。

### 6. 重要文化的景観との連携

文化財保護法において、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置づけしており、県内では既に近江八幡市の西の湖とその周辺および高島市海津・西浜・知内の水辺の景観等が重要文化的景観に選定されている。

また、他にも6町域に広く見られる田園・山村景観や歴史的景観などの貴重な文化的景観が形成されている地域も見受けられる。

このような滋賀県の貴重な財産である文化的景観は、重要文化的景観に選定するなど、文化財として積極的に保全を図る必要がある。

#### 7. 景観を活かした地域振興、観光施策、まち・人づくりの推進

魅力的な景観は地域のブランド形成に重要な役割を果たす。景観を守り育て、継承していくために、県民、行政、事業者がそれぞれの立場で連携・協働して取り組むことが重要である。タウンミーティング等の開催により県民や事業者の意識醸成を図り、景観と関連の深い部門との連携も視野にいれ、今後の更なる推進に努める。